

2023 年度

「働きやすい職場認証制度」

(運転者職場環境良好度認証制度)

申請案内書

< 「二つ星」新規申請、「一つ星」新規・継続申請 >

申請受付期間

2023 年 7 月 18 日 (火) ～ 2023 年 9 月 15 日 (金)

一般財団法人 日本海事協会

2023 年度 働きやすい職場認証制度申請案内書

目 次

I. 認証制度の目的	1
1. 創設の背景	1
2. 導入の目的	1
II. 認証制度の概要	1
1. 基本的な考え方	1
(1) 基本的な考え方	1
(2) 認証制度の正式名称・愛称・認証マーク	2
2. 認証取得の流れ	3
3. 対象事業者	3
4. 認証段階	4
5. 認証単位	4
(1) 事業者（法人）単位の場合	5
(2) 都道府県単位の場合	5
6. 申請の基本要件	7
(1) 認証項目で求めている要件について	7
(2) 認証業務の申込の拒絶・停止について	7
7. 認証項目と参考項目	8
(1) 認証項目	8
(2) 認証項目・参考項目解説書	10
8. 認証基準	11
9. 審査	11
(1) 事前スクリーニング及び書面審査	11
(2) 巡回チェック（認証取得後のチェック）	12
10. 登録証書の発行等	13
(1) 審査結果の通知及び登録料の請求	13
(2) 登録証書の発行等	13
11. 登録証書の有効期間	13
12. 認証事業者の公表	13
13. 認証の取り消し	13
(1) 認証の取り消しについて	13
(2) 認証取り消しまでの猶予期間等	14
14. 審査料・登録料	14

Ⅲ. 2023 年度申請のご案内	15
1. 認証の申請期間	15
2. 認証の申請方法	15
(1) 申請書類	15
(2) 保管書類	15
(3) 申請方法	15
3. 審査料の請求	15
4. 審査料振り込み期限	16
5. 審査結果の通知及び登録料の請求	16
6. 認証事業者の公表	16
7. 登録証書の有効期間	16
付録 1 認証項目・参考項目	17
付録 2 認証項目・参考項目解説書	24
1. 本解説書について	24
2. 用語の定義及び見方	24
運転者職場環境良好度認証 認証項目解説書	27
運転者職場環境良好度認証 参考項目解説書	61
付録 3 様式 A 審査申込書	81
付録 4 様式 B 本社・営業所一覧	83
付録 5 様式 C 自認書	84
付録 6 様式 D 「提出書類」表紙	93
付録 7 様式 E 郵送物チェックリスト	99
付録 8 登録証書のイメージ見本	100
付録 9 申請方法	101
A. 電子申請	101
(1) 電子申請の方法	101
(2) 電子申請システム入力可能期間	101
(3) 電子申請の流れ	101
B. 紙による申請	113
(1) 必要な書類と書式の入手方法	113
(2) 各書類の記入方法について	113
ア. 審査申込書の記入について	113
イ. 本社・営業所一覧の記入について	115
ウ. 自認書の記入について	116
エ. 提出書類について	118
(3) 紙申請に係る書類の送付について	118
(4) 申請後について	118

I. 認証制度の目的

1. 創設の背景

自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）においては、運転者不足が深刻化しており、運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、必要となる運転者を確保・育成していくことが重要な課題となっています。また、自動車の運転業務に対する罰則付きの時間外労働の上限規制の適用が2024年4月に開始されます。

このような状況の中、長時間労働の是正等の働き方改革に積極的に取り組む自動車運送事業者が求職者に「見える」ようにし、求職者が安心してそのような事業者に就職できるようにすることが有益と考えられます。

このため2018年5月30日、政府は自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（議長：野上内閣官房副長官（当時））において、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を策定しました。これを受け、国土交通省は2018年6月に「自動車運送事業のホワイト経営に係る認証項目・認証基準」、「認証実施団体に求められる要件及び実施方法」、「認証事業者に対するインセンティブ」について検討を行い、2019年6月に報告書を取りまとめ、「運転者職場環境良好度認証制度」を創設しました。

なお、本認証制度では、国土交通省が公募により中立的な民間団体を「認証実施団体」として選定することとなっており、公募・選考の結果、2019年8月に一般財団法人日本海事協会（以下、「本会」という）が選定され、本認証制度を実施していくことになりました。

2. 導入の目的

各事業者の取り組みを、客観的基準に基づいて評価・認証することにより事業者の労働条件や労働環境の「見える化」を推進し、併せて厚生労働省や求人エージェント等とも連携して求職者に発信することで、トラック・バス・タクシー業のイメージ刷新や、運転者への就職が促進されることが期待できます。

また、自動車運送事業者が本認証制度で定められた各認証項目を満たすために様々な改善に取り組むことを通じて、より働きやすい労働条件・労働環境の実現を図るとともに、法令遵守（コンプライアンス）・安全管理体制の強化に資することにつながります。

II. 認証制度の概要

1. 基本的な考え方

（1）基本的な考え方

本認証制度は、運転者の労働条件や労働環境に関して評価・認証し、主に求職者へ情報提供を行うための制度です。

認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、各認証項目の達成状況に応じ、「一つ星」・「二つ星」・「三つ星」の3つの認証段階を設けます。「一つ星」を取得していないと、「二つ星」・「三つ星」には進めません。

2023年度については、「一つ星」の新規・継続申請及び「二つ星」の新規申請の受付を7月18日から開始します。「二つ星」を新規に申請できるのは2021年度及び2022年度に「一つ星」を取得した事業者です。2021年度に「一つ星」を取得した事業者で、「二つ星」の申請をしない場合は、引き続き「一つ星」継続のための申請をお願いします。なお、「三つ星」の認証段階については別途お知らせします。

各認証段階の基本的考え方は下表のとおりです。

■一つ星：全事業者に取得していただきたい認証段階 ■二つ星：「一つ星」を取得した事業者を目指していただきたい認証段階 ■三つ星：「二つ星」を取得し、更に高みを目指す事業者に取得していただきたい認証段階			
	一つ星	二つ星	三つ星
取得できる事業者	法令を順守し、労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを一定程度実施していると認められた事業者	法令順守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを相当程度実施していると認められた事業者	法令順守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを十分に実施していると認められた事業者
評価の対象分野	以下の5分野を評価対象とします。 A：法令順守等 B：労働時間・休日 C：心身の健康 D：安心・安定 E：多様な人材の確保・育成	左記の5分野に、「F：自主性・先進性等」を加えた6分野を評価対象とします。	左記6分野について従来の参考項目を加えて項目数を増加します。加えて、働きやすい職場実現のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制整備などを記述いただき、改善に向けたPDCAが適切に回っていることを評価します。
合格基準点の考え方	必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は概ね3割程度としています。	必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は概ね6割程度としています。	必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は概ね7割程度とします。
対面審査 (巡回チェック)	認証後に、認証事業者から抽出して実施します（巡回チェック）。	左記と同様ですが、「一つ星」よりも高い抽出率で実施します（巡回チェック）。	認証前に、申請した全事業者に実施します（対面審査）。

（2）認証制度の正式名称・愛称・認証マーク

正式名称は「運転者職場環境良好度認証制度」、愛称は「働きやすい職場認証制度」です。

認証を取得した事業者は下記の認証マークを本会の基準（合格事業者に案内）に従って、名刺、パンフレット、ホームページ、備品、建物、車両等に使用することができます。このマークは、笑顔で働くドライバーをイメージしたもので、ドライバーの皆さんが安心して働ける職場環境を提供している事業者が一目でわかることを意図して作成されました。星の数は職場環境の良好度を表しています。

「一つ星」認証マーク

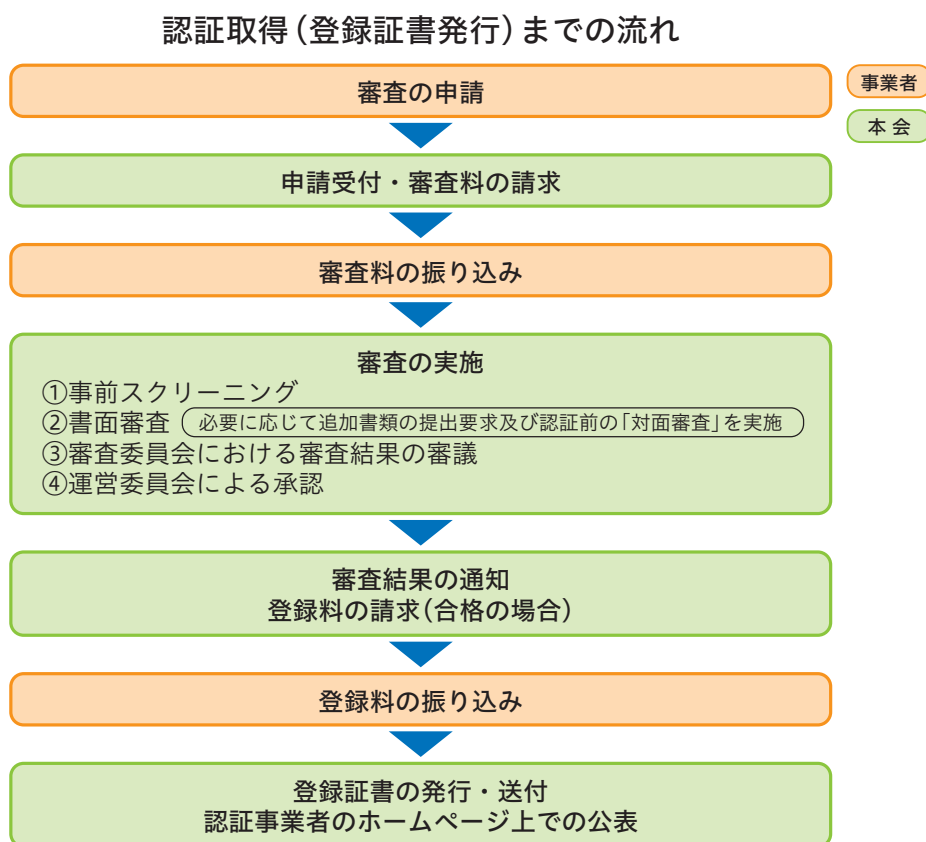


「二つ星」認証マーク



2. 認証取得の流れ

認証取得までの全体的な流れについては次のとおりです。各ステップの詳細については、次章以降をご覧ください。



登録証書の発行後に、一定の割合で抽出された事業者を対象に「巡回チェック」を実施します。（詳細はP12参照）

3. 対象事業者

「一つ星」継続申請については、2021年度「一つ星」認証事業者（登録証書の有効期間が2024年3月31日までの事業者）のみ対象です。自動更新はされませんので、2021年度に「一つ星」を取得した事業者で、「二つ星」の申請をしない場合は、引き続き「一つ星」継続の申請をお願いします。

「二つ星」新規申請については、2021年度又は2022年度に「一つ星」を取得した事業者が対象です。

また、制度全体としては、運送事業許認可の対象となっている以下の事業者が対象です。

- (1) トラック事業者
- (2) バス事業者
- (3) タクシー事業者

同一事業者が複数事業（例えばバス及びタクシー）を申請する場合は、事業ごとに申請する必要があります（審査料、登録料も申請ごとに必要です）。申込み番号は、例えば、トラック事業はSR1234-001、貸切バス事業はSR1234-002などと枝番号で識別されます。また、電子申請の場合は同一のアカウントで複数申請が可能です。

業 種		運送業許可	対象該否
トラック	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	○
		一般貨物自動車運送事業（特別積合せ）	○
		特定貨物自動車運送事業	○
		貨物軽自動車運送事業	×
	貨物利用運送事業	第一種貨物利用運送事業	×
		第二種貨物利用運送事業 （貨物自動車を所有している実運送事業者に限る）	○
バス	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	○
		一般貸切旅客自動車運送事業	○
		特定旅客自動車運送事業	○
タクシー	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業（法人）	○
		一般乗用旅客自動車運送事業（福祉限定）	×
		一般乗用旅客自動車運送事業（個人）	×

4. 認証段階

各認証項目の達成状況に応じ、「一つ星」「二つ星」の認証段階を設けます。初めて申請する場合は「一つ星」からの申請手続きとなり、「一つ星」を取得していないと「二つ星」には進めません。「二つ星」は「一つ星」の取得後最初に到来する申請期間から申請可とします。

【例①】「一つ星」取得事業者が、証書有効期間満了年度に「二つ星」を申請して認証された場合

例①	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【一つ星】登録証書の有効期間	発行日～証書有効期間満了日			
【二つ星】申請受付期間・証書の有効期間			申請	発行日～証書有効期間満了日

【例②】「一つ星」取得事業者が、「一つ星」取得後最初に到来する申請期間に「二つ星」を申請して認証された場合

例②	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【一つ星】登録証書の有効期間	発行日～証書有効期間満了日			
【二つ星】申請受付期間・証書の有効期間		申請	発行日～証書有効期間満了日	

今年度の「二つ星」認証は、2021 年度又は 2022 年度に「一つ星」認証を受け、同認証が継続している事業者が申請可能です。

また、「二つ星」の認証を申請した場合であって、審査の結果、「二つ星」の認証基準を下回ったが、「一つ星」の認証基準を満たす場合は「一つ星」で認証します。「一つ星」の認証基準を満たさない場合は、認証取消とします。

5. 認証単位

原則、事業者（法人）単位です。ただし、複数の都道府県に営業所を所有する事業者は、申請負担の軽減のため、事業者の選択により、都道府県単位※（一つ又は複数の都道府県を選択）でも申請が可能です。また、事業者の選択により、都道府県単位での「二つ星」申請は可能です。

審査の対象となる営業所は以下の通りとなり、該当する営業所は全て申請していただく必要があります。

(1) 事業者（法人）単位の場合

本社（運送事業の許認可がなくても必須）及び運送事業許認可の対象となっている全ての営業所が対象になります。

(2) 都道府県単位の場合

選択した都道府県内にある、本社（運送事業の許認可がなくても必須）及び運送事業許認可の対象となっている全ての営業所が対象になります（選択した都道府県に本社がない場合は、本社は含めない）。

※都道府県単位で「二つ星」新規を申請する場合、「二つ星」を申請する都道府県で「一つ星」認証を受けていることが必要です。「二つ星」新規申請と「一つ星」新規申請、「一つ星」継続申請を都道府県単位で同時に申請することも可能です。その際は、「一つ星」と「二つ星」はそれぞれ別の申請が必要であり、審査料・登録料はそれぞれの申請について必要です。「一つ星」新規と「一つ星」継続のいずれも申請する場合は、「一つ星」継続申請としてまとめた申請となります。

※都道府県単位で「一つ星」認証を受けていて「一つ星」継続で申請する場合、「一つ星」認証を受けていない都道府県の営業所を追加で「一つ星」申請することも可能です。その場合も「一つ星」申請した全ての都道府県について「一つ星」継続申請としてまとめた申請となります。

※「二つ星」新規と「一つ星」継続のいずれも申請した場合であって、審査の結果、いずれの都道府県も「一つ星」認証となったとき、「一つ星」認証となった全ての都道府県で1つの認証単位となり、登録料も「一つ星」のみとなります。

《その他ご留意いただきたい事項》

- ・申請対象範囲内にある本社及び運送事業許認可の対象となっている全ての営業所を申請対象にしてください。
- ・本社は運転者在籍の有無に関わらず、申請対象です。但し、登記上のみで実体のない本社は対象外です。
- ・運送事業許認可対象外の営業所等は申請対象外とします。
- ・認証取得時の営業所数から増減がある場合は、申請時に現状の営業所数でお申し込みください。

【例1】東京・埼玉・千葉・神奈川に営業所があり、都道府県単位で東京、埼玉の営業所に「一つ星」を取得しているケース

- 東京都内・埼玉県内全ての営業所を対象に「二つ星」新規を申請
- 千葉県・神奈川県内全ての営業所を対象に「一つ星」を新たに申請

都道府県	取得している認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	—	申請①
埼玉	○	—	—	
千葉	未取得	(「一つ星」継続として申請)	申請②	—
神奈川	未取得	(「一つ星」継続として申請)	継続として申請可能	—

上記の場合には、

申請①「二つ星」新規、申請②「一つ星」継続の二つの申請を同時に行います。

※千葉県・神奈川県では「一つ星」未取得ですが、他の都道府県で「一つ星」を取得済の場合、「一つ星」継続として申請可能です。

審査料・登録料は「二つ星」新規、「一つ星」継続それぞれ必要となりますのでご注意ください。

【例 2】東京・埼玉・千葉・神奈川に営業所があり、都道府県単位で東京、埼玉の営業所に「一つ星」を取得しているケース

- 東京都内全ての営業所を対象に「二つ星」新規を申請
- 埼玉県内全ての営業所を対象に「一つ星」継続を申請
- 千葉県・神奈川県内全ての営業所を対象に「一つ星」を新たに申請

都道府県	取得している認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	—	申請①
埼玉	○	—	申請②	—
千葉	未取得	(「一つ星」継続に含めて申請)	申請②	—
神奈川	未取得	(「一つ星」継続に含めて申請)	継続として申請可能	—

上記の場合には、

申請①「二つ星」新規、申請②「一つ星」継続の二つの申請を同時に行います。

※「一つ星」新規は「一つ星」継続に包含されることとなります。

審査料・登録料は「二つ星」新規、「一つ星」継続それぞれ必要となりますのでご注意ください。

【例 3】東京・埼玉・千葉・神奈川に営業所があり、都道府県単位で東京、埼玉の営業所に「一つ星」を取得しているケース

- 東京都内・埼玉県内全ての営業所を対象に「一つ星」継続を申請
- 千葉県・神奈川県内全ての営業所を対象に「一つ星」を新たに申請

都道府県	取得している認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	申請①	—
埼玉	○	—		—
千葉	未取得	(「一つ星」継続に含めて申請)	申請①	—
神奈川	未取得	(「一つ星」継続に含めて申請)	継続として申請可能	—

上記の場合には、

東京・埼玉・千葉・神奈川県内の全ての営業所を対象に、申請①「一つ星」継続としてまとめて申請可能となります。

上記 4 都道府県で事業者の全ての営業所が対象となる場合、認証単位を事業者単位としていただくことも可能です。

【例 4】東京・埼玉・千葉・神奈川に営業所があり、事業者単位で「一つ星」を取得しているケース

- 東京都内・埼玉県内全ての営業所を対象に「二つ星」新規を申請
- 千葉県・神奈川県内全ての営業所を対象に「一つ星」継続を申請

都道府県	取得している認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	—	申請①
埼玉	○	—	—	
千葉	○	—	申請②	—
神奈川	○	—		—

上記の場合には、

申請①「二つ星」新規、申請②「一つ星」継続の二つの申請を同時に行います。

審査料・登録料は「二つ星」新規、「一つ星」継続それぞれ必要となりますのでご注意ください。

認証単位は申請前は事業者単位ですが、都道府県単位に変更して申請いただきます。

6. 申請の基本要件

(1) 認証項目で求めている要件について

認証を申し込む前提として、事業者は以下の要件を満たしていることが必要です。

- ①運送事業の事業許可日を起点とし、事業許可取得後3年以上経過していること。但し、事業許可取得後3年以上経過していない事業者であっても、企業グループの再編等により事業許可取得後3年以上経過している事業者の就業規則等を承継して運送事業を行っている場合等特別な事由がある場合は、この限りではない。
- ②労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていないこと。
- ③労働基準関係法令の違反で送検されていないこと。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっていること。
- ④使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていないこと。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定していること。
- ⑤道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の違反点数が20点を超えていないこと。
- ⑥認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反に対する行政処分[※]による累積違反点数が5点を超えていないこと。
※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。
- ⑦認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていないこと。
- ⑧認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていないこと。
- ⑨認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていないこと。

（注）申請の基本要件②～⑨については期間を基準日から遡って過去1年間の法令違反、行政処分等を対象とする。基準日は申請月の前月の任意の日とし、申請者の申告によって決めるものとする。
例）申請月を2023年7月とし、仮に6月10日を基準日とした場合、過去1年間は2022年6月11日～2023年6月10日までとなる。

審査委員会により、違反等の内容が軽微なものであり、かつ適切な是正措置等が取られていると認められる場合には、申請を受け付ける場合がありますので、事務局までご相談ください。

(2) 認証業務の申込みの拒絶・停止について

本会は、事業者以下に以下の事由があると判断した場合、当該事業者に対し何らの催告を要せずして、認証業務の申込みを拒絶し、又は認証業務を停止することがあります。あらかじめご了承ください。

- 1) 認証業務の申込みに際して虚偽の事項を届け出た場合
- 2) 本会の定める約款に違反したことがある者からの申込みである場合
- 3) 記入した申込内容に不足がある場合
- 4) 次に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合
 - ア) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること
 - イ) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力であること

- ウ) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものであること
 エ) 自ら又は第三者を利用して、認証業務に関して次の行為をすること
 (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 (イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 5) その他、本会が認証をするに相当でないと判断した場合

7. 認証項目と参考項目

本認証には、可否を判定するための認証項目と、可否には関係しませんが、事業者にもなる取り組みを促し、将来の制度拡充の観点から実施する参考項目があります。詳細につきましては、巻末の付録1をご参照ください。なお、項目は以下の6分野に分類されています。

(1) 認証項目

認証項目は、可否を判断するための項目であり、全ての項目を満たす必要があります。

対 策 分 野	「一つ星」認証項目	「二つ星」認証項目
A 法令遵守等	9 項目	(同左)
B 労働時間・休日	3 項目	(同左)
C 心身の健康	4 項目	(同左)
D 安心・安定	トラック 8 項目、バス 8 項目、 タクシー 10 項目	(同左)
E 多様な人材の確保・育成	1 項目	(同左)
F 自主性・先進性等	なし	1 項目

●「提出書類」

①審査申込書、②営業所情報、③自認書、④以下のa)～f)の書類の写し(対象は運転者であり、運転者が在籍する本社及び営業所毎に必要)を申請時に、申請内容に応じて提出していただきます。

<a)～e)については、運転者が在籍しない本社は提出不要>

常時使用する 労働者数	a) 就業規則	b) 36 協定	c) 労働条件 通知書	d) 安全衛生委員会等		e) 健診結果報告書 様式第 6 号	f) 改善報告書
				構成員一覧	議事録		
10 人未満	○ 注) 労基署受付 印不要	○	○	×	○※1	×	○※3
10 人以上 50 人未満	○	○	○	×	○※1	×	○※3
50 人以上	○	○	○	○	○※1	○※2	○※3

※1 当該委員会設置義務がない 50 人未満の営業所の場合、労働安全衛生規則第 23 条に基づき従業員の意見を聴くための機会を設けたことが確認できる書類。

在籍運転者数を問わず、国土交通省告示 1366 号または 1676 号(指導監督指針)に基づく乗務員教育、研修や指導のみの機会及び業務打ち合わせ等の書類は対象になりません。

※2 情報の特性上、個人の健康診断結果は提出しないでください。

※3 行政処分の違反数 1 点以上を受けた事業者のみ対象。文書警告の場合は含まない。

a) 就業規則の写し

- ・複数の営業所で就業規則が同一の場合は、本文は 1 通で良いが、労働基準監督署受付印のあるページは全ての営業所分が必要

- ・労働基準監督署に一括届出をしている場合は、労働基準監督署に提出した「届出事業場一覧表」の写しを合わせて提出。（電子申請による一括届出の場合は、作成したリストの写しで可）
- ・労働基準監督署の受付印があること（郵送提出等により、受付印がない場合はその旨記載。労働者数が10人未満の場合は受付印不要）
- ・変更届がある場合は、労働基準監督署の受付印がある直近の当該変更届、及び変更点が反映された最新版の就業規則本文（労働基準監督署の受付印不要）の2つが必要
- ・年5日の有給休暇取得の義務化が反映（「使用者による時季指定」または「計画年休」（計画的付与）を規定）されていること
- ・賃金規定や退職金規程などの付属規程や運転者以外の職掌の規定は提出不要

【参考】厚生労働省 就業規則・36協定の本社一括届出について

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/130419-1a.pdf>

b) 36協定の写し

- ・協定届（様式第9号関連）及び労使協定書（協定届様式が労使協定書を兼ねている場合を除く）を提出
- ・労働基準監督署に一括届出をしている場合は、労働基準監督署に提出した「届出事業場一覧表」の写しを合わせて提出（電子申請による一括届出の場合は、作成したリストの写しで可）
- ・基準日又は申請日時点で有効であること
- ・労働基準監督署の受付印があること（郵送提出等により、受付印がない場合はその旨記載）
- ・事業者及び労働者の代表の名称が明記されていること

c) 労働条件通知書の写し

- ・全営業所共通様式を使用している場合は、その旨を記載し、提出は任意の営業所分の一通で可。共通でない場合は、それぞれの営業所のものを提出
- ・過去1年間に新規採用した任意の運転者1名分の書類。新規採用がなかった場合は、1年以上前のもので直近のもの。また、これらの保管書類がない場合は、労働基準法に基づいて今後使用する労働条件通知書のひな形
- ・法令により明示が必要な以下の事項が記載されていること
契約期間、就業の場所、仕事の内容、始終業時間、休日、休暇、残業の有無、賃金（締め日、支払日、支払方法含）、退職等に関する事項
- ・明示事項を満たす内容であれば雇用契約書でも可

【参考】厚生労働省 様式

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

d) 安全衛生委員会等関連書類の写し

- ①常時使用する労働者数が50人以上の営業所等（法定の委員会が設置されている場合）は以下の2点

（法定の委員会：常時労働者100人以上のバス、タクシー事業の営業所は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会。同50人以上100人未満のバス、タクシー事業の営業所は、衛生委員会。同50人以上のトラック事業の営業所は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会。）

- ・直近1回分の法定委員会の議事録（日時、場所、出席者（労使双方）を記載）
- ・委員会の構成員一覧または委員会の構成員が記載された体制表（法令による選任者（産業医、衛生管理者、安全管理者等）、議長（委員長）、会社側委員、従業員側委員が明記されていること）

(注) 営業所単独ではなく、複数営業所合同で委員会等を開催している場合は、委員会の構成員一覧又は議事録に、合同開催の営業所の委員であることが分かる様に所属営業所を記載すること。

②常時使用する労働者数が 50 人未満の営業所等は以下の 1 点

(安全衛生委員会等の設置義務はないが、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づき従業員の意見を聴くための機会を設けることとされている。)

- ・直近 1 回分の従業員の意見を聴くための機会を設けたことが分かる議事録（日時、場所、出席者（労使双方）を記載）

(注 1) 営業所単独ではなく、複数営業所合同で従業員の意見を聴くための機会を設けている場合は、議事録に合同開催の営業所からの参加があることが分かる様に所属営業所を記載すること。

(注 2) 国土交通省告示 1366 号または 1676 号（指導監督指針）に基づく乗務員教育、研修や指導のみの機会及び業務打ち合わせ等の書類は目的が異なるため原則対象外とするが、会社側からの一方向の連絡・通知だけではなく、安全衛生に関する事項・意見・要望が記載され経営者に伝わるものであれば、議事録として扱うことは可。

e) 労働安全衛生規則第 52 条関係で規定する定期健康診断結果報告書（様式第 6 号）の写し（50 人未満の事業所は提出不要）

- ・直近 1 回分の報告書
- ・労働基準監督署の受付印があること（郵送提出・電子申請により、受付印がない場合はその旨及び届出日を記載）
- ・個人の健康診断結果は提出しないこと

f) 事業改善報告書等の写し（行政処分の違反点数を受けている事業者のみ対象）

- ・基準日から遡って過去 1 年間の行政処分全てが対象（但し文書警告は除く）
- ・事業改善報告書や改善計画書等の写し
- ・停止車両日数や違反点数の内訳が確認できる書類の写し（輸送施設の使用停止及び付帯命令書等）
- ・事業改善報告書が運輸局に受理されていない場合は、提出検討中の文書等

●「保管書類」

各認証項目の自認の根拠となる資料で、事業所で保管していただき、後述の巡回チェックの際には審査員が現地で確認いたします。当該書類が事務所に保管されていない場合は自認することはできません。

(2) 認証項目・参考項目解説書

認証項目、参考項目の詳細（提出書類及び保管書類を含む）につきましては、付録 2「認証項目・参考項目解説書」をご参照ください。同解説書には、各項目を満たすために必要な取り組みや審査に向けて用意いただく資料等を具体的に解説しています。

8. 認証基準

認証項目は「一つ星」で27項目、「二つ星」で28項目あり、以下の2種類に分類されます。認証を取得するには全項目がそれぞれの条件を満たす必要があります。

- (1) 一つだけの項目：項目ごとに全て満たすこと
- (2) 複数の小項目（選択必須項目）がある項目：達成できている小項目の合計点が各認証段階（「一つ星」または「二つ星」）の基準点数を満たすこと

対 策 分 野	通し番号	配 点	「一つ星」基準点数	「二つ星」基準点数
B 労働時間・休日	11	26 点	6 点以上	14 点以上
C 心身の健康	16	12 点	6 点以上	8 点以上
D 安心・安定	19	12 点	4 点以上	8 点以上
E 多様な人材の確保・育成	27	16 点	6 点以上	10 点以上
F 自主性・先進性等	28	トラック 10 点 貸切バス 8 点 乗合バス 6 点 タクシー 6 点	(なし)	トラック 6 点 貸切バス 5 点※ 乗合バス 4 点 タクシー 4 点

※貸切・乗合兼業の場合は貸切バスの基準点を適用します。

- ・「二つ星」申請の認証項目は「一つ星」においての参考項目である「F：自主性・先進性等」の分野が追加されます。
- ・「一つ星」継続申請については、「一つ星」新規申請と同様の認証項目です。

9. 審査

審査は登録証書発行前に行われる「事前スクリーニング及び書面審査」、「対面審査」と、登録証書発行後に行われる「巡回チェック」の3つに分類されます。

- 「事前スクリーニング及び書面審査」は本会に提出された書類を本認証制度に則り審査し、認証基準を満たしている場合に認証を付与し、登録証書を発行するためのものです。
- 「対面審査」は、「一つ星」及び「二つ星」において、「事前スクリーニング及び書面審査」の段階で申請内容に疑義等のある場合に行う対面での審査です。
- 「巡回チェック」は、認証制度の信頼性を確保することを目的とし、登録証書の発行後に一定の割合で実施するものです。また信憑性のある情報等によって虚偽申請の疑いがある事業者についても原則として巡回チェックを実施します。巡回チェックの結果、認証基準を満たさないことが判明した場合、また、巡回チェックを拒否した場合は認証の取り消し等の措置を行います。

(1) 事前スクリーニング及び書面審査

ア. 申請受付・審査料の請求

事業者は申請書を作成し、本会に審査を申し込み、受付が完了すると本会から審査料の請求を行います。

本会は審査料の入金確認後、審査を開始します。

イ. 事前スクリーニング

認証項目の審査を実施する前に、以下の項目について事前スクリーニングを実施します。

いずれかに該当する場合はこの時点で不合格となります。

①審査料が支払われないとき

②本会と事業者との間に、公平性への脅威となる、容認できない利害関係があることが判明したとき

③事業者による重大な法令違反等、社会的に理解が得られない事業活動実績が確認されたとき

④事業者が故意の虚偽説明を行っていた事実が判明したとき

ウ. 書面審査

事前スクリーニングに合格した場合は書面審査を実施します。書面審査では、申込書、自認書及び提出書類を審査し、認証項目を満たさない事項が提出文書等に認められた場合、その改訂又は追加書類の提出を要求することがあります。その結果、情報を修正する必要がある場合は、指定された方法で期間内に修正を行ってください。

最終的に、提出された書類が認証項目を満たすと判断されれば合格となります。但し、申請内容に疑義等のある場合は、この段階で対面審査を行う場合もあります。その際、対面審査の方法は、登録した事業者に対する巡回チェックの方法③、④、⑤に準じます。

エ. 書面審査結果の審議

審査委員会^{※1}に書面審査結果を諮り、その結果を運営委員会^{※2}に報告し承認を得て合否が確定します。

※1 審査委員会：運営委員会の下に設置される学識経験者及び専門家から構成される組織。個別の審査（次項の対面審査を含む）に係る事項を審議し、結果は運営委員会に報告される。

構 成 員：学識経験者、専門家（弁護士、社会保険労務士等）

オブザーバー：国土交通省自動車局総務課企画室

事 務 局：（一財）日本海事協会

※2 運営委員会：国土交通省の定めた実施要綱に従って設置され、制度の運営方針及び制度運用の改善等を含む重要事項を審議する。

構 成 員：学識経験者、事業者団体、労働組合、国土交通省自動車局（総務課企画室（指定者）・旅客課・貨物課・安全政策課）

事 務 局：（一財）日本海事協会

（２）巡回チェック（認証取得後のチェック）

巡回チェックは、登録証書の発行後（2024年2月以降）に、登録された事業者に対して以下の原則に従って実施されます。なお、巡回チェックは、抽出された事業者に対して行うものであり、すべての事業者に対して行うものではありません。巡回チェックの対象に選定された事業者には個別に通知いたします。

なお、「二つ星」については、巡回チェックを希望することが可能です。

①巡回チェックは、認証制度の信頼性を確保することを目的としており、登録証書の発行後に一定の割合で実施します。

②信憑性のある情報等によって虚偽申請の疑いがある事業者は原則として巡回チェックの対象となります。

③原則として、巡回チェックは、選定された事業者の事業所において実施します。

④巡回チェックでは、本認証制度で求めている保管書類等の確認及び事業者（及び運転者）へのヒアリングを実施します。

⑤また、保管書類等から、複数の運転者の労働時間・休日取得の実態及び法令遵守の状況をチェックします。

巡回チェックの際に確認した資料又は事業者からの説明が申請内容と異なることが判明し、認証基準を満たさないと判断された場合は別途定める方法に基づいて認証が取り消されます。

10. 登録証書の発行等

(1) 審査結果の通知及び登録料の請求

「9. 審査 エ. 書面審査結果の審議」の終了後、審査結果通知書を送付します。また、認証基準を満たしている場合は、本会から登録料の請求を行います。

(2) 登録証書の発行等

登録料の入金確認後、本会から申請者に対して認証に関する登録証書を発行します（入金が確認できない場合、登録は行われません）。

なお、登録証書は国土交通省の指定した認証実施団体である本会が発行します。

（登録証書のイメージ見本は付録 8 を参照）

11. 登録証書の有効期間

登録証書の有効期間は原則 2 年間です。

12. 認証事業者の公表

審査の結果、登録証書が発行された事業者について以下の情報をホームページで公表します。

＜ ホームページで公表する情報 ＞

登録番号、登録年月日、事業者の名称及び所在地、認証単位、認証対象の営業所名及び所在地、事業活動、事業者のホームページの URL

また国と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施しています。そのためホームページで公表された情報はハローワーク等に提供させていただくことがあります。加えて求人エージェント協力の下、認証事業者の紹介等業界のイメージ刷新に向けた情報発信を実施しています。

13. 認証の取り消し

(1) 認証の取り消しについて

本会は認証事業者が次のいずれかに該当又は、該当することが判明した場合、別途定める方法に基づいて認証を取り消し、当該認証事業者にその旨を通知するとともに国土交通省に報告します。

また、事実と大きく異なる内容を記載した場合や、書類を偽造した場合等、特に悪質と判断される場合、認証を取り消した旨をホームページで公表します。

- ①登録証書の有効期間内に、認証事業者から認証辞退の申出があったとき
- ②認証の前提となった申請書類の記載内容、対面審査または巡回チェックの際に確認した資料又は事業者からの説明が事実と異なることが判明し、認証基準を満たさなくなったとき
- ③認証の前提となった申請書類の記載内容、対面審査または巡回チェックの際に確認した資料又は事業者からの説明に関して虚偽の疑いが生じた場合において、本会からの質問や資料の提出依頼、対面審査または巡回チェックへの対応依頼に対し、期限までに求められた対応を行わなかったとき
- ④対面審査または巡回チェックの実施に協力しないとき
- ⑤登録証書の有効期間内に認証基準を満たさなくなったとき

- ⑥認証が不正確に引用されたり、登録証書及び審査結果通知書が誤解を招くような方法で使用されたとき、また本会の定めた認証マークの使用基準が守られないとき
- ⑦認証項目に定められている道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の違反点数を超えたとき

なお、認証が取り消された場合、当該事業者は、自ら認証の取り消しを申し出た場合を除いて、取り消しを決定した日以降に最初に到来する申請期間に認証を申し込むことはできません。

(2) 認証取り消しまでの猶予期間等

認証付与後に行政処分を受けた場合や、その後の状況の変化等により認証要件を満たさなくなっている状況が確認された場合、適切な是正措置を書面で確認でき、またフォローアップを行った際に必要な措置が講じられていること等を条件に即時の認証取り消しは行わないこととします（重大な行政処分を受けた場合[※]及び虚偽申請が明らかになった場合を除く）。

※重大な行政処分の基準は違反点数 20 点（200 日車）を超えるものとします。

14. 審査料・登録料

認証にかかる費用については以下のとおりです。

審査料は 5 万円です（但し、電子申請[※]の場合は「二つ星」及び「一つ星」新規で 3 万円、「一つ星」継続で 1 万 5 千円）。営業所が複数ある場合は、本社を除いて、営業所 1 カ所につき 3 千円ずつ加算させていただきます。また、登録料は 6 万円（但し、重複期間がある場合は下表のとおり）です。営業所が複数ある場合は、本社を除いて、営業所 1 カ所につき 5 千円ずつ加算させていただきます。なお、登録料には登録証書 1 通分の発行手数料が含まれています。

※電子申請、一部電子申請の詳細は、「Ⅲ. 2023 年度申請のご案内」の 2.（3）を参照ください。

審査料・登録料 ※「一つ星」継続の電子申請のみ審査料を半額とします。

		一つ星新規申請		一つ星継続申請		二つ星新規申請	
		紙申請 一部電子申請	電子申請	紙申請 一部電子申請	電子申請	紙申請 一部電子申請	電子申請
1)	審査料	50,000 円	30,000 円	50,000 円	15,000 円	50,000 円	30,000 円
	+ 複数の営業所を 申請対象とする場合	+ 3,000 円 × 営業所数（本社除く）					
2)	登録料	60,000 円（有効期間に重複期間が 1 年以上生じる場合、30,000 円を差し引く。）					
	+ 複数の営業所を 申請対象とする場合	+ 5,000 円 × 営業所数（本社除く）					

登録証書の発行

	申請費用
1) 登録証書の新規発行手数料	上記 2) の登録料に含む。
2) 登録証書の内容変更（審査を伴わない場合） （例）会社名変更、事業所名変更等 審査に関わる変更の場合は審査料を申し受けます。	1 通につき 10,000 円
3) 登録証書の写し発行手数料	1 通につき 5,000 円

（注）上記の金額には消費税は含まない。

Ⅲ. 2023 年度申請のご案内

以下の通り、「二つ星」新規申請及び「一つ星」継続申請を受付けます（「一つ星」を取得していないと、「二つ星」には進めません。また、「二つ星」を取得していないと、「三つ星」には進めません。）。

1. 認証の申請期間

申請期間は、**2023 年 7 月 18 日～2023 年 9 月 15 日（書類必着）**です。なお、スケジュールは、社会情勢により変更する場合があります。

2. 認証の申請方法

（1）申請書類

申請の際に提出が必要な書類は次のとおりです。様式 A～D は「電子で提出」の場合は紙面での提出は不要です。

- ①審査申込書（様式 A）
- ②本社・営業所一覧（様式 B）
- ③自認書（様式 C）
- ④認証項目で規定されている「提出書類 6 種類」（様式 D-1～D-6）

（2）保管書類

「保管書類」は、認証項目に定められた、例えば就業規則の本紙や健康診断の記録等で、事業所で保管しておく書類ですので、申請の際に提出する必要はありません。

保管書類の詳細については付録 2「認証項目・参考項目解説書」をご覧ください。

（3）申請方法

申請の方法には、下表のとおり電子申請、一部電子申請と紙による申請があり、いずれかの方法で申請してください。電子申請の場合審査料が割引されます。詳細は、Ⅱ. 14. 審査料・登録料を参照ください。

電子申請 一部電子申請	全て電子で提出 （電子申請）	本認証制度のホームページにアクセスし、申請システム上で必要情報を入力・申請。「提出書類」については、PDF 形式で申請システムにアップロードする。
	提出書類のみ 郵送で提出 （一部電子申請）	本認証制度のホームページにアクセスし、申請システム上で必要情報を入力・申請。「提出書類」は本会へ郵送する。
紙による申請	全て郵送で提出	申請書類をホームページからダウンロードし、必要事項を記入。申請書類と「提出書類」を本会へ郵送する。

書類を郵送する場合は、申請期間内必着です。

3. 審査料の請求

電子申請及び一部電子申請の場合は、本会が申し込み内容を確認後、申請ポータルサイト上で請求書を発行いたします。その際、お知らせメールが登録ご担当者様のメールアドレスに届きますので、ご案内に従ってダウンロードしてください。

紙申請の場合は、請求書を郵送させていただきます。郵送は電子申請、一部電子申請の場合に比べてお時間がかかりますのでご了承ください。

4. 審査料振り込み期限

本会は審査料の入金確認後に審査を開始します。請求書発行後、2週間以内にご入金ください。請求書記載の期限を過ぎても、発行された請求書は有効ですが、一定期間内に入金を確認できない場合、申し込みは無効になりますのでご注意ください。

5. 審査結果の通知及び登録料の請求

運営委員会において審査結果が承認された後、審査結果の通知と登録料の請求を行います。審査結果通知書及び請求書は、電子申請の場合は郵送いたしません。申請ポータルサイト上から確認、ダウンロードいただけます。紙申請の場合は郵送させていただきます。郵送は電子申請の場合に比べてお時間がかかりますのでご了承ください。

審査結果の通知は2023年12月下旬以降を予定しております。請求書発行後、2週間以内にご入金ください。請求書記載の期限を過ぎても、発行された請求書は有効ですが、一定期間内に入金を確認できない場合、審査結果は無効になり登録されませんのでご注意ください。

6. 認証事業者の公表

認証事業者の公表は2024年2月下旬以降で登録料の入金確認後順次行います。

また、登録証書の到着日につきましては、手続き等の関係により公表後お日にちをいただく場合があります。

7. 登録証書の有効期間

登録証書の有効期間は原則2年間です。今回の登録証書の有効期限は発行日から2026年3月31日までです。

付録 1 認証項目・参考項目

認証項目及び参考項目に記載されている用語については下表の定義をご参照ください。

用 語	定 義
対策分野	取り組みの対象となる以下 A-F の 6 分野です。 A 法令遵守等 B 労働時間・休日 C 心身の健康 D 安心・安定 E 多様な人材の確保・育成 F 自主性・先進性等（「二つ星」のみ）
対象期間又は時点	各項目の内容が満たされているか判断する際の基準となる期間又は日です。
基準日	申請者が指定した、申請月の前月の任意の日です。「基準日」において該当項目の内容が満たされている必要があります。
過去○年間	上記「基準日」から遡って○年間とします。 この期間全般において該当項目の内容が満たされている必要があります。 (例) 2023 年 7 月の申し込みで、「基準日」を 6 月 10 日に指定した場合、「過去 3 年間」の対象期間は 2020 年 6 月 11 日から 2023 年 6 月 10 日までです。
判定対象及び点数	判定対象は、①「法人全体」、②「認証申請の対象となる全ての営業所」又は③「対象営業所の一部」のいずれかになります。一部の項目では、a. 全ての営業所又は b. 一部の営業所が該当する場合のそれぞれに付与される点数が記載されています。なお、①「法人全体」については、都道府県単位で申請した場合も、申請対象都道府県以外の営業所等を含む法人全体が対象となります。
提出書類	認証項目で申請時に提出が求められている 6 種類の書類です。
保管書類	認証項目で保管が求められている書類です。対面審査又は巡回チェックの際に審査員が現地で確認します。
労働基準関係法令	本認証制度では、①労働基準法、②最低賃金法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の 4 法令とします。

認証項目

解説書ページ	通し番号	対策分野	要件	認証項目	対象期間 又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		提出書類	保管書類 (登録証書有効期間内の保管義務付け、巡回チェック時に確認)		
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合				
28	1	A 法令遵守等	いずれも満たすこと	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。	過去1年間	法人全体で判定	-	-	不起訴であることが確認できる不起訴処分告知書又は裁判で無罪になっていることが確認できる判決文		
	2			労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。				-			
29	3			使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。				-	救済命令等の取消しが確定していることが確認できる文書		
	4			道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超過していない。				行政処分の違反点数を受けている事業者については、是正措置が適切に実施(または計画)されていることが確認できる書類(事業改善報告書等)の写し	左記提出書類の本紙		
	5			就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。				就業規則の写し	就業規則本紙		
30	6			36協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。		認証申請の対象となる全ての営業所		36協定の写し	36協定本紙		
	31			7		従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。		-	労働条件通知書の写し	労働条件通知書本紙	
8				本認証制度に基づく認証を取り消されていない。		-			-		
	9			本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。		法人全体で判定		-	-		
32	10		満たすこと	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、4週間で平均した1週間当たりの拘束時間(バス)又は休日労働の限度違反に対する行政処分による累積違反点数が5点を超過していない。 ※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。	過去1年間	認証申請の対象となる全ての営業所	行政処分の違反点数を受けている事業者については、是正措置が適切に実施(または計画)されていることが確認できる書類(事業改善報告書等)の写し	左記提出書類の本紙			
33	B 労働時間・休日	「判定対象及び点数」欄の点数が、①～⑬で少なくとも合計6点以上(一つ星)、14点以上(二つ星)となること	労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 ①労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	基準日	2点	-	-	計画書、就業規則等(運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限することを計画、又は定めた書類等)			
			②労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。		2点	1点					
③労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)確保することを計画している、又は定めている。			2点		1点						
④労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を12日以内に制限することを計画している、又は定めている。			2点		1点						
労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 ⑤フルタイムの運転者の年間の休日数は平均105日以上(※注)である。(計画でも可) ※注：年次有給休暇を除く(年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均105日以上)			2点		1点	-			年間休日の一覧表又は実績(Web上に用意するエクセルフォーマットも利用可)		
⑥フルタイムの運転者について、完全週休2日制(※注)を採用している。 ※注：1年を通して、毎週2日の休日がある。			2点		1点	-			左記を証する書類(就業規則本紙等)		
⑦労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。			2点		-	-					
35					⑧全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。	2点			-	-	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールとその実施状況がわかるもの(社内規程等)

解説書ページ	通し番号	対策分野	要件	認証項目	対象期間又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		提出書類	保管書類 (登録証書有効期間内の保管義務付け、巡回チェック時に確認)
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合		
37	11	B 労働時間・休日	「判定対象及び点数」欄の点数が、①～⑬で少なくとも合計6点以上（一つ星）、14点以上（二つ星）となること	⑨特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等）がある。	基準日	2点	－	－	左記を証する書類 (就業規則本紙等)
⑩運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。				2点		1点	－	労働時間を管理している書類	
⑪デジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、分析ソフトを使用して運用している。				2点		1点	－	指導教育記録簿	
⑫事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項：対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】				2点		－	－	報告・把握内容が確認できる書類	
⑬その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。				2点		－	－	左記を証する書類	
38	12	満たすこと	運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	基準日	認証申請の対象となる全ての営業所		－	労働時間を管理している書類	
40	13	いずれも満たすこと	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。	基準日	認証申請の対象となる全ての営業所		各委員会構成員一覧、議事録（従業員の意見を聴くための機会を設けた場合それが確認できる書面）の写し	左記提出書類の本紙	
	14		認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	－			－		
41	15		所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。	過去1年間			営業所毎に労働安全衛生規則第52条関係で規定する定期健康診断結果報告書（様式第6号）	様式第6号本紙 定期健康診断結果	
42	16	C 心身の健康	「判定対象及び点数」欄の点数が、①～⑥で少なくとも合計6点以上（一つ星）、8点以上（二つ星）となること	心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。 ①法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している。	基準日	2点	1点	－	請求書、領収書等
				②運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している（自由記述欄に導入している機器を記述）。		2点	1点	－	実物又は請求書領収書等
				③従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定		2点	1点	－	取組の年間スケジュールを記載した書面、診断結果、研修資料、実施報告書等
				④管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。		2点	1点	－	営業所毎の面談記録
				⑤パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。		2点	1点	－	社内の周知文書
43	⑥その他、上記項目に該当しない心身の健康に関する取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。	2点	1点	－	左記を証する書類				
44	17	D	いずれも満たすこと	認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	過去1年間	認証申請の対象となる全ての営業所		－	－
18	健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している。			－				保険料の納付証明書、預金通帳の口座振替部分のコピー等	
46	19	安心・安定	「判定対象及び点数」欄の点数が、①～⑥で少なくとも合計4点以上（一つ星）、8点以上（二つ星）となること	運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。 ①労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。	基準日	2点	1点	－	社内の周知文書又は保険会社・共済組合との契約書等
				②病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。		2点	1点	－	
				③退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている。		2点	1点	－	退職金規程
				④定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働ける制度がある。		2点	1点	－	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書

解説書ページ	通し番号	対策分野	要件	認証項目	対象期間又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		提出書類	保管書類 (登録証書有効期間内の保管義務付け、巡回チェック時に確認)
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合		
47	19		「判定対象及び点数」欄の点数が、①～⑥で少なくとも合計4点以上（一つ星）、8点以上（二つ星）となること	⑤採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も1年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。	基準日	2点	1点	－	就業規則、求人広告又はこれに準ずる文書
48				⑥その他、上記項目に該当しない運転者の安心・安定のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。		2点	1点	－	左記を証する書類
	20	D	いずれも満たすこと	交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない。 ※労働基準法第16条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁止されている。	基準日			－	－
49	21			過去1年間	認証申請の対象となる全ての営業所	認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。	－	－	
	22					最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。	－	－	
50	23			基準日		歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されている。あるいは、歩合制度を採用していない。	－	－	
	24					労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。	－	－	
	25		いずれも満たすこと（タクシーのみ）	労働基準監督署から累進歩合制度（※注）の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ※注：歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。		過去5年間			－
51	26			基準日	認証申請の対象となる全ての営業所	－	運転者に示した見直しの文書		
52	27	E	「判定対象及び点数」欄の点数が、①～⑧で少なくとも合計6点以上（一つ星）、10点以上（二つ星）となること	多様な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。 ①運転免許の取得支援制度を設けている。	基準日	2点	1点	－	就業規則、求人広告又はこれに準ずる文書
				②①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている（自由記述欄に導入している資格取得制度を記述）。 【例：運行管理者、フォークリフト、クレーン等】		2点	1点	－	運転者への周知文書等
53				女性運転手が働きやすい環境がある。 ③常時選任する女性運転者がいる。		2点	1点	－	常時選任する女性運転者を含む運転者台帳
				④営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。		2点	1点	－	女性専用の施設の図面又は写真
54				運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。 ⑤運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例：育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等】		2点	1点	－	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書
				⑥運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 【例：社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】		2点	1点	－	福利厚生制度の規程等
55				⑦運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例：社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】		2点	1点	－	左記を証する書類
	⑧その他、上記項目に該当しない多様な人材の確保・育成のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。	2点	1点	－					

解説書ページ	通し番号	対策分野	要件	認証項目	対象期間又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		提出書類	保管書類 (登録証書有効期間内の保管義務付け、巡回チェック時に確認)
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合		
56	28	F 自主性・先進性等	二つ星のみに適用 「判定対象及び点数」欄の点数が、少なくとも合計6点以上（トラック）、5点以上（貸切バス）、4点以上（乗合バス及びタクシー）となること	①腰痛、転倒等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 【例：テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等】	過去3年間	2点	1点	-	請求書、領収書等
				②労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 【例：社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】	基準日	2点	1点		左記を証する書類
57				③労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある。 【対象】 ・安全衛生優良企業（厚生労働省） ・健康経営優良法人（経済産業省） ・くるみん（厚生労働省） ・ユースエール（厚生労働省） ・えるぼし（厚生労働省） ・女性ドライバー応援企業認定制度（国土交通省） ・労働安全マネジメント、環境マネジメント、道路交通安全マネジメント、品質マネジメント、衛生・安全・環境マネジメントに関するISO認証（Ex. ISO45001、ISO14001、ISO39001、ISO9001、HSE等） ・グリーン経営認証制度（交通エコロジー・モビリティ財団） ・引越事業者優良認定制度（引越安心マーク） ・優秀安全運転事業所表彰（自動車安全運転センター） ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの	認定・認証等：基準日 表彰：過去3年間	2点	1点		左記を証する書類
58				【トラック事業のみ】 ④認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）の認定を受けている。 【バス事業のみ】 ⑤貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている。	基準日	2点	1点		認定証の本紙
59				【トラック事業のみ】 ⑥「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している。		2点	1点		従業員への周知文書

参考項目

参考点は合否には関係しない。ただし「二つ星」の場合、通し番号 16 ～ 21 は認証項目とするため除外する。

解説書ページ	通し番号	対象分野	対象事業者	参考項目	対象期間 又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		保管していただくことを予定している書類
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合	
62	1		全て	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反がない。 ※災害時の避難輸送・救援輸送・支援物資輸送、交通事故・急病人の発生・通行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守（運送 1 回分に限る。）その他客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合を除く。（時間の「実績」に関するこれ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。）	過去 1 年間	2 点	－	客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合は日報等その旨を証する書類
	2		全て	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	年間 960 時間以内	2 点	－	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書（運転者の時間外労働の合計時間を一定時間までに制限することを定めた書類）
63 ～ 65	3		全て	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを年間 840 時間以内に制限している場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）+ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）+ 1 点（一部営業所年間 720 時間以内）= 5 点	年間 960 時間以内	2 点	1 点	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書（運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間までに制限することを定めた書類）
					年間 840 時間以内	2 点	1 点	
					年間 720 時間以内	2 点	1 点	
					単月 100 時間未満	2 点	1 点	
					2 ～ 6 カ月の平均がいずれも 80 時間以内	2 点	1 点	
65 ～ 67	4	B 労働時間・休日	全て	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間以上確保することを定めている。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで 10 時間以上確保しており、一部の営業所で 12 時間以上確保している場合：2 点（全営業所 9 時間以上）+ 2 点（全営業所 10 時間以上）+ 1 点（一部営業所 11 時間以上）+ 1 点（一部営業所 12 時間以上）= 6 点	9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）	2 点	1 点	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書（運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間以上確保することを定めた書類）
					10 時間以上（隔日勤務の場合は 22 時間以上）	2 点	1 点	
					11 時間以上（隔日勤務の場合は 23 時間以上）	2 点	1 点	
					12 時間以上（隔日勤務の場合は 24 時間以上）	2 点	1 点	
					基準日			
67 ～ 69	5		全て	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数以内に制限している。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを 10 日以内に制限しており、一部の営業所を 8 日以内に制限している場合：2 点（全営業所 12 日以内）+ 2 点（全営業所 11 日以内）+ 2 点（全営業所 10 日以内）+ 1 点（一部営業所 9 日以内）+ 1 点（一部営業所 8 日以内）= 8 点	12 日以内	2 点	1 点	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書（運転者の連続勤務を一定日数以内にすることを定めた書類）
					11 日以内	2 点	1 点	
					10 日以内	2 点	1 点	
					9 日以内	2 点	1 点	
					8 日以内	2 点	1 点	
70	6		全て	運転者の時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。	年間 960 時間以内	2 点	－	実績
70 ～ 72	7		全て	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間以内である。 (例) 認証申請の対象営業所の全ての実績が年間 720 時間以内の場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）+ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）+ 2 点（全営業所年間 720 時間以内）= 6 点	年間 960 時間以内	2 点	－	
					年間 840 時間以内	2 点	－	
					年間 720 時間以内	2 点	－	
					単月 100 時間未満	2 点	－	
73	8		全て	運転者の勤務終了後の休息期間の実績は 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）である。	2 ～ 6 カ月の平均がいずれも 80 時間以内	2 点	－	
					過去 1 年間	2 点	1 点	
						2 点	1 点	
74	10		全て	運転者の年次有給休暇の平均取得日数は 10 日以上である。		2 点	－	年次有給休暇取得一覧表
74	11	C 心身の健康	全て	認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷（※注）を負った業務災害（当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。）が発生していない。 ※注：重傷とは次の傷害とする イ 脊柱の骨折 ロ 上腕又は前腕の骨折 ハ 内臓の破裂 ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のも ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害 （自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第二条第三号と同じ基準）	過去 3 年間	2 点	－	－

解説書ページ	通し番号	対策分野	対象事業者	参考項目	対象期間又は時点 ※基準日は申請前月の任意の日	判定対象及び点数		保管していただくことを予定している書類
						認証申請の対象営業所の全てが該当する場合	認証申請の対象営業所の一部が該当する場合	
75	12	E 多様な人材の確保・育成	全て	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が一定割合未満である。 (参考) 運輸業・郵便業の離職率(平成29年):12.4% 産業計の離職率(平成29年):14.9% 出典:厚生労働省「雇用動向調査」 注:事業者における集計期間に応じ、国の会計年度(4月開始)、暦年(1月開始)、事業者の事業年度のいずれの過去3年間の実績で判定する。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10%未満の場合:2点(全営業所30%未満)+2点(全営業所10%未満)=4点	過去3年間	2点	—	左記を証する書類
				平均10%未満		2点	—	
76	13	E 多様な人材の確保・育成	全て	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準を設定している。	基準日	2点	—	取引先等に協力を求める基準
	14		トラック	標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとしている。		2点	—	料金の届出書、個別に認可を受けた約款を使用している場合は当該約款
77	15	F 自主・先進性等	トラックバス	長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している。	過去3年間	2点		実施している中継輸送の概要を記載した書面
	16		全て	腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。 【例:テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等】		2点	1点	請求書、領収書等
78	17	F 自主・先進性等	全て	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 【例:社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】	基準日	2点	1点	左記を証する書類
	18		全て	労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある。 【対象】 ・安全衛生優良企業(厚生労働省) ・健康経営優良法人(経済産業省) ・くるみん(厚生労働省) ・ユースエール(厚生労働省) ・えるばし(厚生労働省) ・女性ドライバー応援企業認定制度(国土交通省) ・労働安全マネジメント、環境マネジメント、道路交通安全マネジメント、品質マネジメント、衛生・安全・環境マネジメントに関するISO認証(Ex. ISO45001、ISO14001、ISO39001、ISO9001、HSE等) ・グリーン経営認証制度(交通エコロジー・モビリティ財団) ・引越事業者優良認定制度(引越安心マーク) ・優秀安全運転事業所表彰(自動車安全運転センター) ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの	認定・認証等: 基準日 表彰: 過去3年間	2点	1点	左記を証する書類
79	19	F 自主・先進性等	トラック	認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の認定を受けている。	基準日	2点	1点	認定証の本紙
	20		バス	貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバスマーク)の認定を受けている。		2点	—	
80	21	F 自主・先進性等	トラック	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」(国土交通省)を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している。		2点	—	従業員への周知文書

(注) 通し番号16～21については、二つ星では認証項目となっているため、一つ星のみに適用。

付録 2 認証項目・参考項目解説書

1. 本解説書について

この解説書では、認証項目及び参考項目について、項目ごとに合否の判断基準、審査の際に提出が必要な書類等を具体的に解説しています。

2. 用語の定義及び見方

本解説書に記載されている用語の定義及び解説書の見方については「表 A 用語の定義」及び「表 B 解説書の見方」をご参照下さい。

表 A 用語の定義

番号	用 語	定 義
①	対策分野	取り組みの対象となる以下 A-F の 6 分野です。 A 法令遵守等 B 労働時間・休日 C 心身の健康 D 安心・安定 E 多様な人材の確保・育成 F 自主性・先進性等（「二つ星」のみ）
②	通し番号及び小項目の要件	認証項目および参考項目（付録 1）の「通し番号」と同じです。項目に複数の小項目がある場合は、番号の下に満たすべき要件も記載されています。
③	対象事業	各項目の適用対象となる事業（トラック・バス・タクシー）です。
④	対象期間又は時点	各項目の内容が満たされているか判断する際の基準となる期間又は日です。
	基準日	申請者が指定した、申請月の前月の任意の日です。「基準日」において該当項目の内容が満たされている必要があります。
	過去○年間	上記「基準日」から遡って○年間とします。この期間全般において該当項目の内容が満たされている必要があります。 (例) 2023 年 7 月の申し込みで、「基準日」を 6 月 10 日に指定した場合、「過去 3 年間」の対象期間は 2020 年 6 月 11 日から 2023 年 6 月 10 日までです。
⑤	判定対象及び点数	判定対象は、①「法人全体」、②「認証申請の対象となる全ての営業所」又は③「対象営業所の一部」のいずれかになります。一部の項目では、a. 全ての営業所又は b. 一部の営業所が該当する場合のそれぞれに付与される点数が記載されています。
⑥	認証項目又は参考項目	付録 1. に記載された項目に同じです。
⑦	判断基準	各項目を満たしているかどうかを判断する基準です。
⑧	自認要件	各項目を満たすために必要となる自認の要件です。
⑨	提出書類	認証項目で申請時に提出が求められている 6 種類の書類です。
⑩	保管書類	認証項目で保管が求められている書類です。対面審査又は巡回チェックの際に審査員が現地で確認します。
⑪	備 考	「対象期間」や「点数」計算方法等の補足説明が記載されています。
	労働基準関係法令	①労働基準法、②最低賃金法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の 4 法令とします。

表 B 解説書の見方（表 B 中の番号（①～⑪）は表 A の「番号」に対応）

① 対策分野 B	対 象 車 ③		対象期 ④ は時点 基準日 ④ 号参照)
	トラック	バス タクシー	
② 通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
	② 右記無数の、11 ①～⑩で少なく とも合計6点以 上となること	⑤ 全てが該当 する場合 一部が該当 する場合	労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 労使協定、労働協約、就業 ⑥ 又はこれに準ずる文書にお いて、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内 に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している ⑦ は定めている旨を証する自認書がある。		
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している ⑧ は定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。		
提出書類	なし ⑨		
保管書類	事後チェック（対面審査）時に確認する為、申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している場合は計画書、又は定めている場合は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名字が記載さ ⑩ いること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名字が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書		
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ⑪		

運転者職場環境良好度認証 認証項目解説書

認証を取得するために満たすべき認証項目について解説する

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	1	法人全体で判定		労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。
判断基準	過去 1 年間、労働基準関係法令（※注）違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない旨を証する自認書がある。 ※注：①労働基準法、②最低賃金法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の 4 法令を労働基準関係法令とする。			
自認要件	過去 1 年間、労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	2	法人全体で判定		労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。
判断基準	過去 1 年間、労働基準関係法令（※注）の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている旨を証する自認書がある。 ※注：①労働基準法、②最低賃金法、③労働安全衛生法、④賃金の支払の確保等に関する法律の 4 法令を労働基準関係法令とする。			
自認要件	過去 1 年間、労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊過去 1 年以内に労働基準関係法令違反で送検されている場合は、不起訴であることが確認できる不起訴処分告知書又は裁判で無罪になっていることが確認できる判決文			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	3	法人全体で判定		使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。
判断基準	過去 1 年間、使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している旨を証する自認書がある。 ただし、特別な事由がある場合、本会は、別途定める方法に従って事業者の意見を聴取することができる。			
自認要件	過去 1 年間、使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊過去 1 年以内に救済命令等を受けた場合は、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定していることが確認できる文書 ・書面に、申立人、被申立人、日付、都道府県（中央）委員会名、捺印、取り消しが確定されている内容が確認できない場合は不可。			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数 が 20 点を超えていない。	
	4	法人全体で判定			
判断基準	過去 1 年間、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が 20 点を超えていない旨を証する自認書がある。 また、行政処分の違反点数を受けている事業者（累積違反点数 20 点以下を含む）の場合は、下記「提出書類」欄に記載された書類があり、違反に対する是正措置が適切に実施（または計画）されていることが確認できること。				
自認要件	過去 1 年間、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が 20 点（※注）を超えていない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ・国土交通省自動車総合安全情報のホームページ上で 20 点を超えていないことを確認の上、自認すること。 https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi ※注：日車停止ではない。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	＊行政処分の違反点数を受けている事業者（累積違反点数 20 点以下を含む）については、違反に対する是正措置が適切に実施（または計画）されていることが確認できる書類（事業改善報告書や改善計画書等）の写し ・輸送施設の使用停止及び付帯命令書等停止車両日数や違反点数の内訳が確認できる書類を提出。 ・事業改善報告書が運輸局に受理されていない場合は、提出検討中の文書等。 ・不鮮明である場合は不可。				
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙				
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	5	認証申請の対象となる 全ての営業所		就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。
判断基準	申請する全ての営業所について、就業規則が制定され、従業員に周知されている旨を証する自認書及び下記「提出書類」欄に記載された書類がある。			
自認要件	就業規則が制定され、従業員に周知されている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	・複数の営業所で就業規則が同一の場合は、本文は 1 通で良いが、労働基準監督署受付印のあるページは全ての営業所分が必要 ・労働基準監督署に一括届出をしている場合は、労働基準監督署に提出した「届出事業場一覧表」の写しを合わせて提出。（電子申請による一括届出の場合は、作成したリストの写しで可） ・労働基準監督署の受付印があること（郵送提出等により、受付印がない場合はその旨記載。労働者数が 10 人未満の場合は受付印不要） ・変更届がある場合は、労働基準監督署の受付印がある直近の当該変更届、及び変更点が反映された最新版の就業規則本文（労働基準監督署の受付印不要）の 2 つが必要 ・年 5 日の有給休暇取得の義務化が反映（「使用者による時季指定」または「計画年休」（計画的付与）を規定）されていること ・賃金規定や退職金規程などの付属規程や運転者以外の職掌の規定は提出不要 【参考】厚生労働省 就業規則・36 協定の本社一括届出について https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/130419-1a.pdf			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	6	認証申請の対象となる 全ての営業所		36 協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。
判断基準	過去 1 年間、申請する全ての営業所について、36 協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている旨を証する自認書及び下記「提出書類」欄に記載された書類がある。			
自認要件	過去 1 年間、労働基準法第 36 条に基づく労使協定（36 協定）が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	・ 協定届（様式第 9 号関連）及び労使協定書（協定届様式が労使協定書を兼ねている場合を除く）を提出 ・ 労働基準監督署に一括届出をしている場合は、労働基準監督署に提出した「届出事業場一覧表」の写しを合わせて提出（電子申請による一括届出の場合は、作成したリストの写しで可） ・ 基準日又は申請日時点で有効であること ・ 労働基準監督署の受付印があること（郵送提出等により、受付印がない場合はその旨記載） ・ 事業者及び労働者の代表の名前が明記されていること			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	7	認証申請の対象となる 全ての営業所		従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。
判断基準	申請する全ての営業所において、従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている旨を証する自認書及び下記「提出書類」欄に記載された書類がある。			
自認要件	従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	・全営業所共通様式を使用している場合は、その旨を記載し、提出は任意の営業所分の一通で可。共通でない場合は、それぞれの営業所のものを提出 ・過去 1 年間に新規採用した任意の運転者 1 名分の書類。新規採用がなかった場合は、1 年以上前のもので直近のもの。また、これらの保管書類がない場合は、労働基準法に基づいて今後使用する労働条件通知書のひな形 ・法令により明示が必要な以下の事項が記載されていること 契約期間、就業の場所、仕事の内容、始終業時間、休日、休暇、残業の有無、賃金（締め日、支払日、支払方法含）、退職等に関する事項 ・明示事項を満たす内容であれば雇用契約書でも可 【参考】厚生労働省 様式 https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	8	法人全体で判定		本認証制度に基づく認証を取り消されていない。
判断基準	過去 1 年間、本認証制度に基づく認証を取り消されていない旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、本認証制度に基づく認証を取り消されていない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ・本認証を未だ取得していない場合は、「認証を取り消されていない」に該当。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 A	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	9	法人全体で判定		本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。
判断基準	過去 1 年間、本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、本認証制度に基づく認証事業者ではないにも関わらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	10	認証申請の対象となる 全ての営業所		認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、 4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度 違反に対する行政処分による累積違反点数が 5 点を超えていない。 ※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。
判断基準	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく、月の拘束時間（トラッ ク・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反に対する行政処分による 累積違反点数が 5 点を超えていない旨を証する自認書がある。 また、行政処分の違反点数を受けている事業者（累積違反点数 5 点以下を含む）の場合は、下記「提出書類」欄に記 載された書類があり、違反に対する是正措置が適切に実施（または計画）されていることが確認できること。			
自認要件	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく、月の拘束時間（トラッ ク・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反に対する行政処分による 累積違反点数が 5 点を超えていない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	＊行政処分の違反点数を受けている事業者（累積違反点数 5 点以下を含む）については、違反に対する是正措置が適 切に実施（または計画）されていることが確認できる書類（事業改善報告書等）の写し ・不鮮明である場合は不可。			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目 解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。	
		認証申請の対象営業所			
	11-①	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、11①～⑩で少なくとも合計 6 点以上（一つ星）、14 点以上（二つ星）となること	2 点	－			
判断基準	運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを労使協定（36 協定）で定め、届け出ている、または、2024 年の法改正までに「時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限する」ことを文書化（計画書の作成）し、社内掲示板や電子メール等により全社的に周知している（計画書には計画の期間及び計画する時間と休日が具体的に明示されていること）旨を証する自認書がある。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。				
自認要件	運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを労使協定（36 協定）で定め、届け出ている、または、2024 年の法改正までに「時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限する」ことを文書化（計画書の作成）し、社内掲示板や電子メール等により全社的に周知している（計画書には計画の期間及び計画する時間と休日が具体的に明示されていること）場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している場合は計画書、又は定めている場合は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ※直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ※直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ※直近の就業規則 ※労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書（社内の方針を示したものを含む）				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している、又は定めている。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	
		認証申請の対象営業所			
	11-②	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
右記点数が、11①～⑩で少なくとも合計 6 点以上（一つ星）、14 点以上（二つ星）となること	2 点	1 点			
判断基準	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを労使協定（36 協定）で定め、届け出ている。または、2024 年の法改正までに「休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限する」ことを計画・文書化（計画書の作成）し、社内掲示板や電子メール等により全社的に周知している（計画書には計画の期間及び計画する時間と休日が具体的に明示されていること）旨を証する自認書がある。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。				
自認要件	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを労使協定（36 協定）で定め、届け出ている。または、2024 年の法改正までに「休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限する」ことを計画・文書化（計画書の作成）し、社内掲示板や電子メール等により全社的に周知している（計画書には計画の期間及び計画する時間と休日が具体的に明示されていること）場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ※法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 960 時間以内に制限することを計画している場合は計画書、又は定めている場合は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ※直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ※直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ※直近の就業規則 ※労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2、 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。
		11-③	全てが該当 する場合	
	右記点数が、11①～④で少なくとも合計6点以上（一つ星）、14点以上（二つ星）となること	2 点	1 点	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）確保することを計画している、又は定めている。
判断基準	運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）確保※することを定め、労使協定（36 協定）、労働協約、就業規則又はこれに準ずるもので文書化している、または、数年内に同内容を実現することを計画・文書化（計画書の作成）し、社内掲示板や電子メール等により全社的に周知している旨を証する自認書がある。 ※法定は、8 時間以上、隔日勤務の場合は 20 時間以上。			
自認要件	運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）確保※することを定め、労使協定（36 協定）、労働協約、就業規則又はこれに準ずるもので文書化している、または、数年内に同内容を実現することを計画・文書化（計画書の作成）し、社内掲示板や電子メール等により全社的に周知している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ※法定は、8 時間以上、隔日勤務の場合は 20 時間以上。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）確保することを計画している場合は計画書、又は定めている場合は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を 12 日以内に制限することを計画している、又は定めている。
		11－④	全てが該当 する場合	
	右記点数が、11①～③で少なくとも合計6点以上（一つ星）、14点以上（二つ星）となること	2 点	1 点	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を 12 日以内に制限することを計画している、又は定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を 12 日以内に制限することを計画している、又は定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を 12 日以内に制限することを計画している場合は計画書、又は定めている場合は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 フルタイムの運転者の年間の休日数は平均 105 日以上（※注）である。 （計画でも可） ※注：年次有給休暇を除く（年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均 105 日以上）	
	11-⑤	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
	右記点数が、11①～③で少なくとも合計6点以上（一つ星）、14点以上（二つ星）となること	2 点	1 点		
判断基準	労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 フルタイムの運転者の年間の休日数は実績として平均 105 日（※）以上である。または、年間カレンダー・シフト表などの計画として 105 日（※）以上である旨を証する自認書がある。 ※年次有給休暇、生理休暇、産前産後休業等（法定休暇）や慶弔休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇等（法定外休暇）の休暇は含まない、年間の法定休日及び所定休日の合計。				
自認要件	労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 フルタイムの運転者の年間の休日数は実績として平均 105 日（※）以上である。または、年間カレンダー・シフト表などの計画として 105 日（※）以上である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ※年次有給休暇、生理休暇、産前産後休業等（法定休暇）や慶弔休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇等（法定外休暇）の休暇は含まない、年間の法定休日及び所定休日の合計。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊運転者の年間の休日数が計画として 105 日以上であることを判断できる一覧表（1 年分）またはこれに準ずる書類 ＊運転者の年間の休日数が実績として 105 日以上であることを判断できる一覧表（1 年分）またはこれに準ずる書類 なお、Web 上で用意されたエクセルフォーマットに記入したものでも可				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 フルタイムの運転者について、完全週休 2 日制（※注）を採用している。 ※注：1 年を通して、毎週 2 日の休日がある。	
	11-⑥	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
	右記点数が、11 ①～③で少なくとも合計 6 点以上（一つ星）、14 点以上（二つ星）となること	2 点	1 点		
判断基準	フルタイムの運転者について、完全週休 2 日制（※）を採用している旨を証する自認書がある。 ※ 1 年を通して、毎週 2 日の休日がある（年次有給休暇等の休暇は休日の対象外）。				
自認要件	フルタイムの運転者について、完全週休 2 日制（※）を採用している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ※ 1 年を通して、毎週 2 日の休日がある（年次有給休暇等の休暇は休日の対象外）。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊直近の就業規則等				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与して いる。
		11-⑦	全てが該当 する場合	
	右記点数が、 11 ①～③で少 なくとも合計 6 点以上（一 つ星）、14 点 以上（二つ星） となること	2 点	－	
判断基準	労働基準法 39 条で義務付けられている日数（6 ヶ月：10 日～6 年 6 ヶ月以上：20 日）を超える年次有給休暇を付与 している（例えば、6 年 6 ヶ月以上：21 日など）旨を証する自認書がある。			
自認要件	・労働基準法 39 条で義務付けられている日数（6 ヶ月：10 日～6 年 6 ヶ月以上：20 日）を超える年次有給休暇を付 与している（例えば、6 年 6 ヶ月以上：21 日など）場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ・法定どおりとなっている場合は該当しない。付与日数の上乗せまたは付与の前倒し等が必要。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊直近の就業規則等			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」 参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。	
		認証申請の対象営業所			
		11-⑧	全てが該当 する場合		
右記点数が、 11 ①～③で少 なくとも合計 6 点以上（一 つ 星）、14 点 以上（二つ星） となること	2 点	－			
判断基準	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、文書化されている旨を証する自認書がある。				
自認要件	全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、文書化されている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊直近の社内規程等 ・全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールとその実施状況がわかること。 例えば、次のような記載があれば可。 法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上全ての労働者（管理監督者を含む）に対して、年 5 日までは、使用者が労働者の意見を聴取した上で、時季を指定して取得させる。（労働者が自ら請求・取得した年次有給休暇の日数や、労使協定で計画的に取得日を定めて与えた年次有給休暇の日数（計画年休）については、その日数分を時季指定義務が課される年 5 日から控除する）。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等）がある。	
		認証申請の対象営業所			
		11-⑨	全てが該当 する場合		
右記点数が、 11①～⑨で少 なくとも合計 6点以上（一 つ星）、14点 以上（二つ星） となること	2点	－			
判断基準	特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等の休暇で、かつ有給であること。但し、特別休暇の中に有給の休暇が1つ以上あればよい）がある旨を証する自認書がある。				
自認要件	特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等の休暇で、かつ有給であること。但し、特別休暇の中に有給の休暇が1つ以上あればよい）がある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊直近の就業規則等				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2、認証項目・参考項目解説書「2、用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数			
		認証申請の対象営業所		労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式 で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管 理している。	
	11-⑩	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
	右記点数が、 11①～⑬で少 なくとも合計 6点以上（一 つ星）、14 点以上（二つ星） となること	2 点	1 点		
判断基準	運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している旨を証する自認書がある。				
自認要件	運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、労働時間を管理していることが分かる次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊一覧表 ＊ソフト画面の写し ・ソフトウェア名を記載すること（独自開発の場合はその旨を記載すること）。 なお、運転者の月間もしくは年間の拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間の各内容が分かること。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2、認証項目・参考項目解説書「2、用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		
	11-⑪	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
右記点数が、 11 ①～⑬で少 なくとも合計 6 点以上（一 つ星）、14 点 以上（二つ星） となること	2 点	1 点	デジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、分析ソフトを使用して運用している。	
判断基準	営業用車両にデジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、運転者が運行を行った結果について、分析ソフトを使用して運用（指導、教育）している旨を証する自認書がある。			
自認要件	営業用車両にデジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、運転者が運行を行った結果について、分析ソフトを使用して運用（指導、教育）している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊運転者の指導教育記録簿 ・指導教育記録簿には、管理者から運転者に指導教育がなされたことがわかる、コメントや押印があること。 ・乗務記録等にコメントや押印がある場合は、当該乗務記録等。 ・指導教育項目には少なくとも以下の項目が1つ以上あること（時間、距離、速度の3要素のみの出力記録は不可）。 a. 急発進・急加速、空ぶかし、定速運転等の状況 b. 高速走行における車速の抑制 c. タコグラフによる燃費や省エネに係る指導 d. 燃料の統計			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。 【把握事項：対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】	
		認証申請の対象営業所			
	11-⑫	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、 11 ①～⑬で少 なくとも合計 6 点以上（一 つ星）、14 点 以上（二つ星） となること	2 点	－			
判断基準	事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況について報告を受けているか、又は自ら把握している旨を証する自認書がある。				
自認要件	事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況について報告を受けているか、又は自ら把握している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊時間外労働時間、休日労働時間、年次有給休暇取得状況等の報告・把握内容が確認できる書類 ・書類は、事業者の代表者または担当役員が報告を受けた、もしくは自ら把握した直近 1 回分。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。 その他、11－⑤～⑫に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。	
		認証申請の対象営業所			
	11－⑬	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
右記点数が、11①～⑬で少なくとも合計6点以上（一つ星）、14点以上（二つ星）となること	2点	－			
判断基準	11－⑤～⑫に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している旨を証する自認書があり、自由記述欄に具体的な取り組みが記述されている。 （例：事業者や荷主負担による高速道路利用、運転者採用数を増やして、休暇を取りやすくする。）				
自認要件	11－⑤～⑫に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に取り組みを記述。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に取り組みを記述。				
提出書類	なし				
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊ 11－⑤～⑫に該当しない取り組みを実施している旨を証する書類				
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2、認証項目・参考項目解説書「2、用語の定義及び見方」参照。） ・ 上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（11－⑬）を満たしていないものとする。				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象		運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。	
	12	認証申請の対象となる全ての営業所			
判断基準	時間外労働、休日労働に対し適正な給与支払いを行うため、運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している旨を証する自認書がある。				
自認要件	時間外労働、休日労働に対し適正な給与支払いを行うため、運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、労働時間を管理していることが分かる次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊運転者の直近1か月の賃金台帳等 ・時間外労働、休日労働についての時間及び支払金額が記載されていること。（項目が設定されていれば、発生していなくとも良い。） ＊運転者の直近1か月の給与明細 ・時間外労働、休日労働についての時間及び支払金額が記載されていること。（項目が設定されていれば、発生していなくとも良い。）				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
		13 認証申請の対象となる 全ての営業所		労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。
判断基準	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている旨を証する自認書及び下記「提出書類」欄に記載された書類がある。			
自認要件	労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置（法的義務は常時労働者 50 人以上の営業所）されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	①常時使用する労働者数が 50 人以上の営業所等（法定の委員会が設置されている場合）は以下の 2 点（法定の委員会：常時労働者 100 人以上のバス、タクシー事業の営業所は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会。同 50 人以上 100 人未満のバス、タクシー事業の営業所は、衛生委員会。同 50 人以上のトラック事業の営業所は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会。） ・直近 1 回分の法定委員会の議事録（日時、場所、出席者（労使双方）を記載） ・委員会の構成員一覧または委員会の構成員が記載された体制表（法令による選任者（産業医、衛生管理者、安全管理者等）、議長（委員長）、会社側委員、従業員側委員が明記されていること） （注）営業所単独ではなく、複数営業所合同で委員会等を開催している場合は、委員会の構成員一覧又は議事録に、合同開催の営業所の委員であることが分かる様に所属営業所を記載すること。 ②常時使用する労働者数が 50 人未満の営業所等は以下の 1 点 （安全衛生委員会等の設置義務はないが、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づき従業員の意見を聴くための機会を設けることとされている。） ・直近 1 回分の従業員の意見を聴くための機会を設けたことが分かる議事録（日時、場所、出席者（労使双方）を記載） （注 1）営業所単独ではなく、複数営業所合同で従業員の意見を聴くための機会を設けている場合は、議事録に合同開催の営業所からの参加があることが分かる様に所属営業所を記載すること。 （注 2）国土交通省告示 1366 号または 1676 号（指導監督指針）に基づく乗務員教育、研修や指導のみの機会及び業務打ち合わせ等の書類は目的が異なるため原則対象外とするが、会社側からの一方向の連絡・通知だけではなく、安全衛生に関する事項・意見・要望が記載され経営者に伝わるものであれば、議事録として扱うことは可。			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊上記の本紙			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	14	認証申請の対象となる 全ての営業所		認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。
判断基準	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、道路運送法、貨物自動車運送事業法に基づく健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない旨を証する自認書がある。 ただし、特別な事由がある場合、本会は、別途定める方法に従って事業者の意見を聴取することができる。			
自認要件	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去1年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	15	認証申請の対象となる 全ての営業所		所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。
判断基準	過去1年間、法令に則って健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている旨を証する自認書がある。 また、常時50人以上の労働者を使用する事業所の場合は下記「提出書類」欄に記載された書類がある。			
自認要件	過去1年間、法令に則って健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	・労働安全衛生規則第52条関係で規定する定期健康診断結果報告書（様式第6号）の写し （50人未満の事業所は提出不要） ・直近1回分の報告書 ・労働基準監督署の受付印があること（郵送提出・電子申請により、受付印がない場合はその旨及び届出日を記載） ・個人の健康診断結果は提出しないこと			
保管書類	全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管しておくこと。 ＊様式第6号本紙（常時50人以上の労働者を使用する事業所の場合） ＊定期健康診断結果（全ての事業者）			
備 考	過去1年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って1年とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目 解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
	16-①	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。 法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している。
	右記点数が、 16①～⑥で少 なくとも合計 6点以上（一 つ星）、8点以 上（二つ星） となること	2 点	1 点	
判断基準	法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している旨を証する自認書がある。			
自認要件	法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊検査名がわかる請求書または領収書 ・発行年月日、宛先に当該事業者名、診断を実施した病院名が明記されていること。 ・宛先が従業員名の場合は、当該従業員の賃金台帳。 ＊法令で定められた健康診断以外の健康診断を実施するにあたっての計画 ・実施予定月、検査項目、検査人数、予算等がわかること。 ＊スクリーニング検査等の実施に関わる規程 ＊疾病に関するスクリーニング検査記録			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。 運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している。 （自由記述欄に導入している機器を記述）	
		認証申請の対象営業所			
	16-②	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、 16 ①～⑥で少 なくとも合計 6 点以上（一 つ星）、8 点以 上（二つ星） となること	2 点	1 点			
判断基準	運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器（※注）を導入している旨を証する自認書があり、自由記述欄に導入している機器が記述されている。 ※注：携帯型心電計、居眠り警報装置、睡眠計、携帯型血糖値計、血圧計、非接触型体温計、視力検査器等				
自認要件	運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に導入している機器を記述。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に導入している機器を記述。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の実物又は書類を保管しておくこと。 ＊導入した機器（1 台以上）の実物又は請求書、領収書等				
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（16-②）を満たしていないものとする。				

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。 従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。 ※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定	
		認証申請の対象営業所			
	16-③	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、 16 ①～⑥で少 なくとも合計 6 点以上（一 つ星）、8 点以 上（二つ星） となること	2 点	1 点			
判断基準	従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組み（※注）を実施している旨を証する自認書がある。 ※注：メンタルヘルス診断、ストレスチェック、苦情対応研修、健康に関する教育				
自認要件	従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施していることを証する書類として、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ※直近の、取組の年間スケジュールを記載した書面 ※運転者の直近 1 回分の研修資料、実施報告書等 ※健康相談窓口についての案内文書 ※ストレスチェックの場合は、様式第 6 号の 2（労働安全衛生規則第 52 条の 21 関係）で規定する直近 1 回分の心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（労働基準監督署の受付印があること） なお、注記以外の取り組みを申請する場合は、取り組み名、具体的な取り組み内容を示したものが必要。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。 管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。	
	16-④	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
		右記点数が、16①～⑥で少なくとも合計6点以上（一つ星）、8点以上（二つ星）となること	2点		
判断基準	管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している旨を証する自認書がある。				
自認要件	管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊人事面談を年1回以上実施している旨を証する書類として、直近1回分の運転者の面談記録 ・人事面談の実施年月日、実施担当者がわかること 参考：「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」平成26年4月改訂（国土交通省）				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数			
		認証申請の対象営業所		心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。	
	16-⑤	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、 連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。	
	右記点数が、 16①～⑥で少 なくとも合計 6点以上（一 つ星）、8点以 上（二つ星） となること	2 点	1 点		
判断基準	パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している旨を証する自認書がある。				
自認要件	パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、ハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等がわかる、次の書類を保管しておくこと。 ＊社内の周知文書 ・各人への配布物、ポスター等掲示風景の写真、就業規則における規定、研修資料等 ・発行日付、件名、発行責任者名がわかること。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。 その他、16－①～⑤に該当しない心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。	
		認証申請の対象営業所			
	16－⑥	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、 16 ①～⑥で少 なくとも合計 6 点以上（一 つ星）、8 点以 上（二つ星） となること	2 点	1 点			
判断基準	16－①～⑤に該当しない心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している旨の自認書があり、自由記述欄に具体的な取り組みが記述されている。 （例：事業者負担によるインフルエンザワクチン接種、熱中症予防講習を行いスポーツドリンクを携帯させている。）				
自認要件	16－①～⑤に該当しない心身の健康に関する先進的な取り組みが実施されている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に取り組みを記述。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に取り組みを記述。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊ 16－①～⑤に該当しない心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している旨を証する書類				
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（16－⑥）を満たしていないものとする。				

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政 処分による違反点数を受けていない。	
	17	認証申請の対象となる 全ての営業所			
判断基準	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、道路運送法、貨物自動車運送事業法に基づく社会保険等加入義務違反 に対する行政処分による違反点数を受けていない旨を証する自認書がある。 ただし、特別な事由がある場合、本会は、別途定める方法に従って事業者の意見を聴取することができる。				
自認要件	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けてい ない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	なし				
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目 解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
		認証申請の対象となる 全ての営業所		健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に 基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している。
18				
判断基準	過去 1 年間、健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊健康保険及び厚生年金保険について、次の①～⑥のいずれかの書類 a. 全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）に加入の場合 ①年金事務所に口座振替をしていることがわかる書類 ②年金事務所発行の保険料の領収書 ③当該協会が発行する直前 1 年間の未納がないことの証明書 b. 健康保険組合に加入の場合 ④健康保険組合に口座振替をしていることがわかる書類 ⑤健康保険組合の保険料の領収書＋厚生年金保険料の領収書 ⑥当該組合が発行する直前 1 年間の未納がないことの証明書 ・健康保険・厚生年金保険新規適用届けの写しは不可 ＊雇用保険について、次の①～⑥のいずれかの書類 a. 自社で申告納付の場合 ①労働局に口座振替をしていることがわかる書類 ②労働局発行の労働（雇用）保険料の領収書 ③納入証明書 b. 労働保険事務組合に委託している場合 ④保険組合に口座振替をしていることがわかる書類 ⑤労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書 ⑥納入証明書 ・労災保険と雇用保険を合算して納入している場合は、内訳が記載されていること。 ・雇用保険適用事業所設置届けの写しは不可。 なお、事業者一括あるいは事業エリア毎で納付している場合は、その旨を記すこと。			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。
		19－①	全てが該当 する場合	
右記点数が、19①～⑥で少なくとも合計4点以上（一つ星）、8点以上（二つ星）となること	2 点	1 点	労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。	
判断基準	労働災害・通勤災害の上積み補償制度、すなわち労災保険法に基づく法定給付に加えて、法定外の補償制度、（障害補償、遺族補償、葬祭料、休業補償、療養補償、等）がある旨を証する自認書がある。			
自認要件	労働災害・通勤災害の上積み補償制度、すなわち労災保険法に基づく法定給付に加えて、法定外の補償制度、（障害補償、遺族補償、葬祭料、休業補償、療養補償、等）がある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊周知文書 ・文書発行日、件名、労働災害・通勤災害の上積み補償制度の内容が記載されていること。 ＊就業規則に記載されている場合は就業規則 ＊災害補償規程 ＊保険会社・共済組合との契約書 ・労働災害・通勤災害の上積み補償制度に関する契約であることがわかること。 ・申請日が契約書に記載されている期間に該当していること。 ・保険会社・共済組合の社名・押印、事業者名が記載されていること。 ＊保険証書、領収書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。 病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。
	19－②	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
右記点数が、 19①～⑥で少 なくとも合計 4点以上（一 つ星）、8点 以上（二つ星） となること	2 点	1 点		
判断基準	業務内外を問わず、病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある旨を証する自認書がある。			
自認要件	業務内外を問わず、病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊周知文書 ・文書発行日、件名、所得補償制度の内容が記載されていること。 ＊就業規則に記載されている場合は就業規則 ＊災害補償規程 ＊保険会社・共済組合との契約書 ・所得補償制度に関する契約であることがわかること。 ・申請日が契約書に記載されている期間に該当していること。 ・保険会社・共済組合の社名・押印、事業者名が記載されていること。 ＊保険証書、領収書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。 退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている。	
		認証申請の対象営業所			
	19-③	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、 19①～⑥で少 なくとも合計 4点以上（一 つ星）、8点以 上（二つ星） となること	2点	1点			
判断基準	退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている旨を証する自認書がある。				
自認要件	退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊退職金規程 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。 定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働ける制度がある。	
		認証申請の対象営業所			
	19－④	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
右記点数が、19①～⑥で少なくとも合計4点以上（一つ星）、8点以上（二つ星）となること	2点	1点			
判断基準	定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働ける制度（雇用形態・職種は問わない）がある旨を証する自認書がある。				
自認要件	定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働ける制度がある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も 1 年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。	
		認証申請の対象営業所			
		19－⑤	全てが該当 する場合		
右記点数が、 19①～⑥で少 なくとも合計 4 点以上（一 つ星）、8 点 以上（二つ星） となること	2 点	1 点			
判断基準	運転者として採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も 1 年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している旨を証する自認書がある。				
自認要件	採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も 1 年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊就業規則 ＊求人広告（パンフレットやポスターを含む） ・ 広告の出稿先名、広告年月日（期間）、正社員採用に係る具体的な内容等が記載されたもの。 ＊就業規則、求人広告に準ずる文書				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。
		19-⑥	全てが該当 する場合	
右記点数が、 19①～⑥で少 なくとも合計 4点以上（一 つ星）、8点 以上（二つ星） となること	2 点	1 点	その他、19-①～⑤に該当しない運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。	
判断基準	19-①～⑤に該当しない処遇・福利厚生面での運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している旨を証する自認書があり、自由記述欄に具体的な取り組みが記述されている。 （例：事業者負担によるがん保険加入、災害見舞金制度、体力に見合った業務への変更制度）			
自認要件	19-①～⑤に該当しない処遇・福利厚生面での運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に取り組みを記述。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に取り組みを記述。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊ 19-①～⑤に該当しない処遇・福利厚生面での運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している旨を証する書類			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（19-⑥）を満たしていないものとする。			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	20	認証申請の対象となる 全ての営業所		交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する 契約をしていない。
				※労働基準法第 16 条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について 賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁 止されている。
判断基準	交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない旨を証する自認書がある。			
自認要件	交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない場合は、以下のいずれかの 方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2． 認証項目・参考項目解説書「 2． 用語の定義及び見方」 参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	21	認証申請の対象となる 全ての営業所		認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。
判断基準	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、道路運送法、貨物自動車運送事業法に基づく最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	22	認証申請の対象となる 全ての営業所		最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。
判断基準	過去 1 年間、最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	23	認証申請の対象となる 全ての営業所		歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の 通常の賃金の 6 割以上の賃金が保障されている。あるいは、歩合制度 を採用していない。
判断基準	歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の 6 割以上の賃金が保障されている、 あるいは、歩合制度を採用していない旨を証する自認書がある。			
自認要件	歩合制度が採用されている場合でも、各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の 6 割以上の賃金が保障されて いる、あるいは、歩合制度を採用していない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2． 認証項目・参考項目解説書「 2．用語の定義及び見方」 参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	24	認証申請の対象となる 全ての営業所		労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。
判断基準	労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去5年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	25	認証申請の対象となる 全ての営業所		労働基準監督署から累進歩合制度（※注）の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ※注：歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。
判断基準	過去5年間、労働基準監督署から累進歩合制度の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去5年間、労働基準監督署から累進歩合制度の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	過去5年間に、労働基準監督署から累進歩合制度の廃止について指導文書の交付を受けた場合、当該営業所において登録証書の有効期間内は次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊労働基準監督署に報告した文書 ＊申請から2年以内に累進歩合制度の見直しを行うことを運転者に対し明示した文書			
備 考	過去5年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って5年とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 D	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び小項目の要件	判定対象		認 証 項 目
	26	認証申請の対象となる全ての営業所		名目の如何を問わず、事業に要する以下の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している。 ・クレジットカード、電子マネー、クーポン等の決済端末使用料・加盟店手数料 ・デラックス車、黒塗車、新車等の車両使用料 ・カーナビ、デジタル無線、デジタコ、ドライブレコーダー等の機器使用料 ・障害者割引に係る割引額
判断基準	名目の如何を問わず、事業に要する上記の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している旨を証する自認書がある。			
自認要件	名目の如何を問わず、事業に要する上記の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊事業に要する経費を運転者に負担させている場合は、当該営業所において、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示した文書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		多様な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。 運転免許の取得支援制度を設けている。
		27－①	全てが該当 する場合	
	右記点数が、27①～⑧で少なくとも合計6点以上（一つ星）、10点以上（二つ星）となること	2 点	1 点	
判断基準	運転免許の取得支援制度を設けている旨を証する自認書がある。			
自認要件	運転免許の取得支援制度を設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転免許の取得支援制度が明記された次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊就業規則 ＊求人広告 ・広告の出稿先名、広告年月日（期間） ＊取得支援制度 ・制度の名称、制定年月日、具体的な支援内容、申請手順、費用等が記載されていること。 ＊就業規則、求人広告、取得支援制度に準ずる文書 ・運転者の制度であることから、運転者が利用できない規程は不可（例えば事務員を対象としたもの）。			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		多様な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。
	27-②	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	27-①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている（自由記述欄に導入している資格取得制度を記述）。 【例．運行管理者、フォークリフト、クレーン等】
右記点数が、27①～⑧で少なくとも合計6点以上（一つ星）、10点以上（二つ星）となること	2 点	1 点		
判断基準	27-①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている旨を証する自認書があり、自由記述欄に導入している資格取得制度が記述されている。 資格取得支援制度の例 ・運行管理者 ・フォークリフト ・クレーン ・危険物取扱者 ・整備士 ・けん引免許 ・実用英語技能検定 ・介護ヘルパー等			
自認要件	27-①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に導入している資格取得制度を記述。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に導入している資格取得制度を記述。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、27-①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度が明記された次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊取得支援制度 ・制度の名称、制度の規程年月日、具体的な支援名称、内容、申請手順、費用等の概要が記載されていること。 ＊運転者への周知文書 ・発行日付、件名、発行責任者名が記載されていること。 ・文書内容から、取得支援制度の概要がわかること。 ・周知した方法（ポスター、回覧、イントラネット等）を示すこと。 なお、運転者向けの制度であることから、運転者が利用できない規程は不可（例えば事務員を対象としたもの）。			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（27-②）を満たしていないものとする。			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		女性運転手が働きやすい環境がある。 常時選任する女性運転者がいる。	
		認証申請の対象営業所			
	27－③	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
右記点数が、 27①～⑧で少 なくとも合計 6点以上（一 つ星）、10点 以上（二つ星） となること	2 点	1 点			
判断基準	基準日に、常時選任する女性運転者がいる旨を証する自認書がある。				
自認要件	基準日に、常時選任する女性運転者がいる場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊常時選任する女性運転者を含む運転者台帳				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数			
		認証申請の対象営業所		女性運転手が働きやすい環境がある。	
	27-④	全てが該当する場合	一部が該当する場合	営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。	
	右記点数が、27①～⑧で少なくとも合計6点以上（一つ星）、10点以上（二つ星）となること	2点	1点		
判断基準	営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある旨を証する自認書がある。				
自認要件	営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊女性専用の施設（便所及び更衣室）の図面又は写真 ・便所又は更衣室のどちらか一つでは不可。 ＊仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の施設（睡眠施設又は仮眠施設）の図面又は写真 ・睡眠施設又は仮眠施設が必要にも係わらず、これらの図面又は写真がない場合は不可。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。 運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。 【例：育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等】
	27-⑤	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
	右記点数が、27①～⑧で少なくとも合計6点以上（一つ星）、10点以上（二つ星）となること	2 点	1 点	
判断基準	運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている旨を証する自認書がある。			
自認要件	運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトについて定めた次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書 なお、運転者向けの制度であることから、運転者が利用できない規程は不可（例えば事務員を対象としたもの）。			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。 運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。 【例：社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】
	27-⑥	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
	右記点数が、27①～⑧で少なくとも合計6点以上（一つ星）、10点以上（二つ星）となること	2 点	1 点	
判断基準	社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等、運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている旨を証する自認書がある。			
自認要件	社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等、運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度について定めた次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊福利厚生制度の規程 ・規程年月日、具体的な支援制度内容、費用等が記載されていること。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊福利厚生制度の規程、労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書 なお、運転者向けの制度であることから、運転者が利用できない規程は不可（例えば事務員を対象としたもの）。			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。 運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。 【例：社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】	
	27-⑦	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
	右記点数が、27①～⑧で少なくとも合計6点以上（一つ星）、10点以上（二つ星）となること	2 点	1 点		
判断基準	社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等、運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている旨を証する自認書がある。				
自認要件	社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等、運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度について定めた次のいずれかの書類を保管しておくこと。 ＊福利厚生制度の規程 ・規程年月日、具体的な支援制度の内容、費用等が記載されていること。 ＊求人広告 ・広告の出稿先名、広告年月日（期間）、福利厚生制度の内容等が記載されたもの。 ＊福利厚生制度の規程又は求人広告に準ずる文書 なお、運転者の制度であることから、運転者が利用できない規程は不可（例えば事務員を対象としたもの）。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	認 証 項 目
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		その他 その他、27－①～⑦に該当しない多様な人材の確保・育成のための取 り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。	
		認証申請の対象営業所			
		27－⑧	全てが該当 する場合		
右記点数が、 27①～⑧で少 なくとも合計 6点以上（一 つ星）、10点 以上（二つ星） となること	2 点	1 点			
判断基準	27－①～⑦に該当しない多様な人材の確保・育成のための取り組みを実施している旨を証する自認書があり、自由記述欄に具体的な取り組みが記述されている。 （例：社員紹介制度、女性バス運転手協会に加入して、情報取得に努めている。）				
自認要件	27－①～⑦に該当しない多様な人材の確保・育成のための取り組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認したうえで同画面上の自由記述欄に取り組みを記述。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認したうえで同紙面上の自由記述欄に取り組みを記述。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、次の書類を保管しておくこと。 ＊ 27－①～⑦に該当しない多様な人材の確保・育成のための取り組みを実施している旨を証する書類				
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 上記「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（27－⑧）を満たしていないものとする。				

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 3 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		腰痛、転倒等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている。
		28-①	全てが該当 する場合	
右記点数が、 28 ①～⑥で少 なくとも合計 6 点以上（ト ラック）、5 点 以上（貸切バ ス）、4 点以上 （乗合バス、タ クシー）とな ること	2 点	1 点	【例：テールゲートリフター、パワーアシストスーツ、フォークリフト、AT 車、便所、休憩室の改善、タクシーの自動日報作成システム等】	
判断基準	過去 3 年間、腰痛、転倒等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 3 年間、腰痛、転倒等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の実物又は書類を保管。 ＊機器等を購入したことを証する書類（請求書、領収書等） ・宛先に事業者名、書類を発行した発行者名・押印、発行日、機器等の名称、費用が記載されていること。 ・書類の発行日は申請月の前月の任意の日から過去 3 年間以内であること。 ＊導入した機器の実物（有効に機能していること）			
備 考	過去 3 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 3 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。
	28-②	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
右記点数が、 28①～⑥で少 なくとも合計 6点以上（ト ラック）、5点 以上（貸切バ ス）、4点以上 （乗合バス、タ クシー）とな ること	2 点	1 点	【例：社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、 レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】	
判断基準	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊取組内容を証する書類			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	認定・認証等：基準日 表彰：過去３年間（備考参照）
	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数 認証申請の対象営業所		認 証 項 目
	28-③	全てが該当する場合	一部が該当する場合	労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある。 【対象】 ・安全衛生優良企業（厚生労働省） ・健康経営優良法人（経済産業省） ・くるみん（厚生労働省） ・ユースエール（厚生労働省） ・えるぼし（厚生労働省） ・女性ドライバー応援企業認定制度（国土交通省） ・労働安全マネジメント、環境マネジメント、道路交通安全マネジメント、品質マネジメント、衛生・安全・環境マネジメントに関する ISO 認証（Ex. ISO45001、ISO14001、ISO39001、ISO9001、HSE 等） ・グリーン経営認証制度（交通エコロジー・モビリティ財団） ・引越事業者優良認定制度（引越安心マーク） ・優秀安全運転事業所表彰（自動車安全運転センター） ・その他の公的な認定・認証等であって、認証団体が適当と認めるもの
判断基準	基準日において労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、過去３年間、国、地方自治体、警察又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある旨を証する自認書がある。			
自認要件	基準日において労働安全衛生、健康経営、次世代育成支援、若者の採用・育成、女性の活躍促進、環境経営等に取り組む優良な事業者等として公的な認定・認証等を受けている。または、国、地方自治体、警察又は陸上貨物運送事業労働災害防止協会、交通安全協会から、長時間労働の是正等の働き方改革や労働安全衛生、交通安全に関する表彰を受けたことがある場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊認定証・認証書等の本紙又は表彰を受けたことを証する書類（表彰状、国、地方自治体、陸上災害防止協会のプレスリリース、取得状況を示すホームページの該当ページ等） ・認定証・認証書・表彰等のいずれも、タイトルと内容がわかること。 ・認定証・認証書・表彰等の発行日、当該事業者名、発行者名、発行者印等があること。 ・表彰の発行日は申請月の前月の任意の日から過去３年間以内であること。			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録２、認証項目・参考項目解説書「２．用語の定義及び見方」参照。） ・過去３年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って３年とする。（同上）			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		認証申請の対象事業所の過半数において、 <u>貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている。</u>
		28-④	全てが該当 する場合	
	右記点数が、28 ①～⑥で少なく とも合計6点以 上（トラック）、 5点以上（貸切 バス）、4点以上 （乗合バス、タク シー）となること	2 点	1 点 （備考参照）	
判断基準	認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている旨を証する自認書がある。			
自認要件	認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けた事業所（営業所）全ての認定証の本紙、又は取得状況を示すホームページの該当ページの写し ・認定証を受けた事業所（営業所）が、申請する全ての営業所の過半数を占めていること。 ・基準日に、全ての認定証が有効期間内であること。			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・本項目につき「認証申請の対象営業所の一部が該当する場合」とは認証申請の対象営業所の過半数において貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている場合とする。 【例】認証申請の対象営業数が5 営業所の場合 ・5 営業所全てにおいて認定を受けている場合 ；2 点 ・3 営業所（過半数）において認定を受けている場合；1 点 ・1 営業所において認定を受けている場合 ；0 点			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている。
		28-⑤	全てが該当 する場合	
	右記点数が、28 ①～⑥で少なく とも合計6点以 上（トラック）、 5点以上（貸切 バス）、4点以上 （乗合バス、タク シー）となること	2 点	－	
判断基準	貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている旨を証する自認書がある。			
自認要件	貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊認定証の本紙、又は取得状況を示すホームページの該当ページの写し ・基準日に、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定が有効期間内であること。			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している。
		28-⑥	全てが該当 する場合	
	右記点数が、28 ①～⑥で少なく とも合計6点以 上（トラック）、 5点以上（貸切 バス）、4点以上 （乗合バス、タク シー）となること	2 点	－	
判断基準	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している旨を証する自認書がある。			
自認要件	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、周知していることを証する書類を保管。 ＊従業員への周知文書（配布物、業務規程、業務マニュアル、社内ルール等） ・企業のトップが当該ガイドラインに準拠して方針を定め、明文化していること。 ・発行日付、件名、発行責任者（企業のトップ又はそれに準じる責任者）名がわかること。 ・周知した方法（ポスター、パンフレット、回覧、イントラネット等）を示すこと。			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

運転者職場環境良好度認証 参考項目解説書

認証の合否には関係しないが、事業者に更なる取り組みを促し、また将来の制度拡充の観点から実施する参考項目について解説する。

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
1	2 点	－	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、 4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度 違反がない。 ※災害時の避難輸送・救援輸送・支援物資輸送、交通事故・急病人の発生・通 行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守 （運送 1 回分に限る。）その他客観的に避けることのできない事由により、必 要な限度の範囲内で基準を超過した場合を除く。（時間の「実績」に関する これ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。）	
判断基準	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反がない旨を証する自認書がある。			
自認要件	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反がない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊客観的に避けることができない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合は日報等その旨を証する書類			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
2	2 点	－		
	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）までに制限している。			
	※法定労働時間を超える時間外労働が対象。			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間（960 時間以内）に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	3	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 960 時間以内）に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 3 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを年間 840 時間以内に制限しており、一部の営業所を年間 720 時間以内に制限している場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 1 点（一部営業所年間 720 時間以内）＝ 5 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	3	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 840 時間以内）までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 840 時間以内）に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 840 時間以内）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 840 時間以内）に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 3 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを年間 840 時間以内に制限しており、一部の営業所を年間 720 時間以内に制限している場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 1 点（一部営業所年間 720 時間以内）＝ 5 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		3	全てが該当 する場合	
2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 720 時間以内）に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 720 時間以内）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（年間 720 時間以内）に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・点数計算方法：参考項目 3 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを年間 840 時間以内に制限しており、一部の営業所を年間 720 時間以内に制限している場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 1 点（一部営業所年間 720 時間以内）＝ 5 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		3	全てが該当 する場合	
2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)		労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（単月 100 時間未満）までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（単月 100 時間未満）に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（単月 100 時間未満）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（単月 100 時間未満）に制限することを定めた次のいずれの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・点数計算方法：参考項目 3 について点数は該当するものを加算。			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	3	認定申請の対象営業所 全てが該当する場合 2点 （備考参照）	一部が該当する場合 1点 （備考参照）	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（2～6ヵ月の平均がいずれも80時間以内）までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（2～6ヵ月の平均がいずれも80時間以内）に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（2～6ヵ月の平均がいずれも80時間以内）に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管していただくことを予定している書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間（2～6ヵ月の平均がいずれも80時間以内）に制限することを定めた次のいずれの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・点数計算方法：参考項目3について点数は該当するものを加算。			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	4	認定申請の対象営業所 全てが該当する場合 2点 （備考参照）	一部が該当する場合 1点 （備考参照）	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（9時間（隔日勤務の場合は21時間））以上確保することを定めている。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合9時間、隔日勤務の場合は21時間）以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合9時間、隔日勤務の場合は21時間）以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管していただくことを予定している書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合9時間、隔日勤務の場合は21時間）以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・点数計算方法：参考項目4について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てで10時間以上確保しており、一部の営業所で12時間以上確保している場合：2点（全営業所9時間以上）＋2点（全営業所10時間以上）＋1点（一部営業所11時間以上）＋1点（一部営業所12時間以上）＝6点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		4	全てが該当 する場合	
2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)			
労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（10 時間（隔日勤務の場合は 22 時間））以上確保することを定めている。				
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 10 時間、隔日勤務の場合は 22 時間）以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 10 時間、隔日勤務の場合は 22 時間）以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 10 時間、隔日勤務の場合は 22 時間）以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 4 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てで 10 時間以上確保しており、一部の営業所で 12 時間以上確保している場合：2 点（全営業所 9 時間以上）＋ 2 点（全営業所 10 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 11 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 12 時間以上）＝ 6 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	4	認証申請の対象営業所		
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
	2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（11 時間（隔日勤務の場合は 23 時間））以上確保することを定めている。	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 11 時間、隔日勤務の場合は 23 時間）以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 11 時間、隔日勤務の場合は 23 時間）以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 11 時間、隔日勤務の場合は 23 時間）以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 4 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てで 10 時間以上確保しており、一部の営業所で 12 時間以上確保している場合：2 点（全営業所 9 時間以上）＋ 2 点（全営業所 10 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 11 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 12 時間以上）＝ 6 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	4	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
		2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（12 時間（隔日勤務の場合は 24 時間））以上確保することを定めている。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 12 時間、隔日勤務の場合は 24 時間）以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 12 時間、隔日勤務の場合は 24 時間）以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間（通常勤務の場合 12 時間、隔日勤務の場合は 24 時間）以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名称が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 4 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てで 10 時間以上確保しており、一部の営業所で 12 時間以上確保している場合：2 点（全営業所 9 時間以上）＋ 2 点（全営業所 10 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 11 時間以上）＋ 1 点（一部営業所 12 時間以上）＝ 6 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	5	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
		2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（12 日）以内に制限している。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（12 日）以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（12 日）以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数（12 日）以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 5 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを 10 日以内に制限しており、一部の営業所を 8 日以内に制限している場合：2 点（全営業所 12 日以内）＋ 2 点（全営業所 11 日以内）＋ 2 点（全営業所 10 日以内）＋ 1 点（一部営業所 9 日以内）＋ 1 点（一部営業所 8 日以内）＝ 8 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（11 日）以内に制限している。
		認証申請の対象営業所		
		5	全てが該当 する場合	
2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)			
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（11 日）以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（11 日）以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数（11 日）以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 5 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを 10 日以内に制限しており、一部の営業所を 8 日以内に制限している場合：2 点（全営業所 12 日以内）＋ 2 点（全営業所 11 日以内）＋ 2 点（全営業所 10 日以内）＋ 1 点（一部営業所 9 日以内）＋ 1 点（一部営業所 8 日以内）＝ 8 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	5	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（10 日）以内に制限している。
2 点 （備考参照）		1 点 （備考参照）		
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（10 日）以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（10 日）以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数（10 日）以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 5 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを 10 日以内に制限しており、一部の営業所を 8 日以内に制限している場合：2 点（全営業所 12 日以内）＋ 2 点（全営業所 11 日以内）＋ 2 点（全営業所 10 日以内）＋ 1 点（一部営業所 9 日以内）＋ 1 点（一部営業所 8 日以内）＝ 8 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	5	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（9 日）以内に制限している。		
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
	2 点 （備考参照）	1 点 （備考参照）		
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（9 日）以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（9 日）以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数（9 日）以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2． 認証項目・参考項目解説書「2． 用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目 5 について点数は該当するものを加算。 （例） 認証申請の対象営業所の全てを 10 日以内に制限しており、一部の営業所を 8 日以内に制限している場合：2 点（全営業所 12 日以内）＋ 2 点（全営業所 11 日以内）＋ 2 点（全営業所 10 日以内）＋ 1 点（一部営業所 9 日以内）＋ 1 点（一部営業所 8 日以内）＝ 8 点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	5	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（8日）以内に制限している。
	2点 （備考参照）	1点 （備考参照）		
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（8日）以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数（8日）以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数（8日）以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・ 制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・ 事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 点数計算方法：参考項目5について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合：2点（全営業所12日以内）＋2点（全営業所11日以内）＋2点（全営業所10日以内）＋1点（一部営業所9日以内）＋1点（一部営業所8日以内）＝8点			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		6	全てが該当 する場合	
2 点	－			
判断基準	過去 1 年間、運転者の時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、運転者の時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内であることが判断できる一覧表（1 年分） 又はこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳又は給与明細等）			
備 考	・ 過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 法定労働時間を超える時間外労働が対象。			

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目	
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）		
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間（年間 960 時間）以内である。		
	7	認証申請の対象営業所				
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合			
2 点 (備考参照)		－				
判断基準	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内である旨を証する自認書がある。					
自認要件	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。					
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 960 時間）以内であることが判断できる一覧表（1 年分）又はこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳又は給与明細等）					
備 考	・ 過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・ 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ・ 点数計算方法：参考項目 7 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全ての実績が年間 720 時間以内の場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 720 時間以内）＝ 6 点					

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間（年間 840 時間）以内である。	
	7	認証申請の対象営業所			
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
2 点 (備考参照)		－			
判断基準	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 840 時間）以内であることを証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 840 時間）以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 840 時間）以内であることが判断できる一覧表（1 年分）又はこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳又は給与明細等）				
備 考	・過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ・点数計算方法：参考項目 7 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全ての実績が年間 720 時間以内の場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 720 時間以内）＝ 6 点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間（年間 720 時間）以内である。	
	7	認証申請の対象営業所			
全てが該当 する場合		一部が該当 する場合			
	2 点 (備考参照)	－			
判断基準	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 720 時間）以内であることを証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 720 時間）以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（年間 720 時間）以内であることが判断できる一覧表（1 年分）又はこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳又は給与明細等）				
備 考	・過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。） ・法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ・点数計算方法：参考項目 7 について点数は該当するものを加算。 （例）認証申請の対象営業所の全ての実績が年間 720 時間以内の場合：2 点（全営業所年間 960 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 840 時間以内）＋ 2 点（全営業所年間 720 時間以内）＝ 6 点				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間（単月 100 時間）未満である。	
		認証申請の対象営業所			
		7	全てが該当 する場合		
		2 点 (備考参照)	－		
判断基準	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（単月 100 時間）未満である旨を証する 自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（単月 100 時間）未満である場合は、以 下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（単月 100 時間）未満であることが判断できる一覧 表（1 年分）又はこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳又は給与明細等）				
備 考	・ 過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項 目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ・ 点数計算方法：参考項目 7 について点数は該当するものを加算。				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間（2 ～ 6 ヶ月の平均がいずれも 80 時間）以内である。	
	7	認証申請の対象営業所			
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
		2 点 (備考参照)	－		
判断基準	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（2 ～ 6 ヶ月の平均がいずれも 80 時間）以内である旨を証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（2 ～ 6 ヶ月の平均がいずれも 80 時間）以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間（2 ～ 6 ヶ月の平均がいずれも 80 時間）以内であることが判断できる一覧表（1 年分）又はこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の賃金台帳又は給与明細等）				
備 考	・ 過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。） ・ 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 ・ 点数計算方法：参考項目 7 について点数は該当するものを加算。				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		運転者の勤務終了後の休息期間の実績は 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）である。	
		認証申請の対象営業所			
		8	全てが該当 する場合		
2 点	1 点				
判断基準	過去 1 年間、運転者の勤務終了後の休息期間の実績は 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）である旨を証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の勤務終了後の休息期間の実績は 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の勤務終了後の休息期間の実績が 9 時間以上（隔日勤務の場合は 21 時間以上）であることが判断できる一覧表（1 年分）又はこれに準ずる書類（運転者の 1 年分の出勤簿又はタイムカード等で、いずれも休息期間が計算され記載されていること）				
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2. 認証項目・参考項目解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業		対象期間又は時点	参 考 項 目	
	トラック	バス	タクシー		過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数			運転者の連続勤務の実績は 12 日以内である。
		認証申請の対象営業所			
		9	全てが該当 する場合		
2 点	1 点				
判断基準	過去 1 年間、運転者の連続勤務の実績が 12 日以内である旨を証する自認書がある。				
自認要件	過去 1 年間、運転者の連続勤務の実績が 12 日以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊運転者の連続勤務の実績が 12 日以内であることが判断できる一覧表（1 年分）又はこれに準ずる書類（指定運転者の 1 年分の出勤簿又はタイムカード等で、いずれも連続勤務日数が計算され記載されていること）				
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 B	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 1 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		10	全てが該当 する場合	
2 点		－		
判断基準	過去 1 年間、フルタイム勤務の常時選任運転者（有給休暇 11 日以上付与されている者）の年次有給休暇の平均取得日数が 10 日以上である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 1 年間、フルタイム勤務の常時選任運転者（有給休暇 11 日以上付与されている者）の年次有給休暇の平均取得日数が 10 日以上である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊入社後 1 年 6 ヶ月以上を経過したフルタイム勤務の常時選任運転者（有給休暇 11 日以上付与されている者）の年次有給休暇の平均取得日数が 10 日以上であることが判断できる年次有給休暇取得一覧表。			
備 考	過去 1 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 1 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 C	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 3 年間（備考参照）	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷（※注）を負った業務災害（当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。）が発生していない。 ※注：重傷とは次の傷害とする イ 脊柱の骨折 ロ 上腕又は前腕の骨折 ハ 内臓の破裂 ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のも ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害 （自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第二条第三号と同じ基準）	
		認証申請の対象営業所			
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
11	2 点	－			
判断基準	過去 3 年間、認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷を負った業務災害（当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。）が発生していない旨を証する自認書がある。				
自認要件	過去 3 年間、認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷を負った業務災害（当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。）が発生していない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	なし				
備 考	過去 3 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 3 年とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 3 年間	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均 30%未満である。 (参考) 運輸業・郵便業の離職率(平成 29 年) : 12.4% 産業計の離職率(平成 29 年) : 14.9% 出典: 厚生労働省「雇用動向調査」 注: 事業者における集計期間に応じ、国の会計年度(4月開始)、暦年(1月開始)、 事業者の事業年度のいずれの過去 3 年間の実績で判定する。	
		認証申請の対象営業所			
	12	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
2 点		－			
判断基準	事業者における集計年度に応じ、「国の会計年度(4月開始)」「暦年(1月開始)」「事業者の事業年度」のいずれかの過去 3 年間の対象営業所における常時選任運転者の年間離職率の実績が平均 30%未満である旨を証する自認書がある。				
自認要件	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均 30%未満である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合: 「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合: 「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊常時選任運転者数と離職運転者数の一覧表 【算出方法】 「常時選任運転者」 運転者台帳に記載され、次のいずれかに該当する運転者をいう。 ①期間を定めずに雇われている者 ②2ヵ月以上の期間を定めて雇われている者 「離職者」 常時選任運転者のうち、期間中に自己都合で退職した者をいい、同一企業内の他事業所への転出者や定年退職、懲戒解雇、死亡、契約満了、フルタイムからパートタイムに移行した者を除く。 「集計年度の離職率」 常時選任運転者に対する離職者数の割合 離職率 = 離職者数 ÷ 1 月 1 日現在の常時選任運転者数 × 100 「平均 30%未満」 過去 3 年間の各集計年度の離職率の平均が 30%未満であること。				
備 考	点数計算方法: 参考項目 12 について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで 10% 未満の場合: 2 点(全営業所 30% 未満) + 2 点(全営業所 10% 未満) = 4 点				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点	参 考 項 目
	トラック	バス	タクシー	過去 3 年間	
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認証申請の対象営業所	
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合		
12	2 点	－	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均 10%未満である。 (参考) 運輸業・郵便業の離職率(平成 29 年): 12.4% 産業計の離職率(平成 29 年) : 14.9% 出典: 厚生労働省「雇用動向調査」 注: 事業者における集計期間に応じ、国の会計年度(4月開始)、暦年(1月開始)、 事業者の事業年度のいずれの過去 3 年間の実績で判定する。		
判断基準	事業者における集計年度に応じ、「国の会計年度(4月開始)」「暦年(1月開始)」「事業者の事業年度」のいずれかの過去 3 年間の対象営業所における常時選任運転者の年間離職率の実績が平均 10%未満である旨を証する自認書がある。				
自認要件	過去 3 年間、認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均 10%未満である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合: 「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合: 「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊常時選任運転者数と離職運転者数の一覧表 【算出方法】 「常時選任運転者」 運転者台帳に記載され、次のいずれかに該当する運転者をいう。 ①期間を定めずに雇われている者 ②2ヵ月以上の期間を定めて雇われている者 「離職者」 常時選任運転者のうち、期間中に自己都合で退職した者をいい、同一企業内の他事業所への転出者や定年退職、懲戒解雇、死亡、契約満了、フルタイムからパートタイムに移行した者を除く。 「集計年度の離職率」 常時選任運転者に対する離職者数の割合 離職率 = 離職者数 ÷ 1 月 1 日現在の常時選任運転者数 × 100 「平均 10%未満」 過去 3 年間の各集計年度の離職率の平均が 10%未満であること。				
備 考	点数計算方法: 参考項目 12 について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで 10% 未満の場合: 2 点(全営業所 30% 未満) + 2 点(全営業所 10% 未満) = 4 点				

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目 長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準を設定している。
		認証申請の対象営業所		
		13	全てが該当 する場合	
	2 点	－		
判断基準	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準（※注）を設定している旨を証する自認書がある。 ※注：高速料金、燃料サーチャージや荷待ち等に関する基準			
自認要件	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等の観点から取引先等に協力を求める基準が設定されている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊取引先等に協力を求める基準を記載した書類（例：旅行手配会社等への配布パンフレット等） 「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」参照 http://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目 標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとしている。
		認証申請の対象営業所		
		14	全てが該当 する場合	
	2 点	－		
判断基準	標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとするなど、料金の適正な収受が行われている旨を証する自認書がある。			
自認要件	標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとするなど、料金の適正な収受が行われている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次のいずれかの書類を保管。 ＊料金の届出書 ＊個別に認可を受けた約款を使用している場合は当該約款			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 E	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目 長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している。
		認証申請の対象営業所		
		15	全てが該当 する場合	
2 点				
判断基準	長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している旨を証する自認書がある。			
自認要件	長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、中継輸送の概要を記載した次のいずれかの書類を保管。 ＊中継輸送の方式、中継区間や時間が示された運行計画図、運行管理規程 ＊中継輸送を行った際の、相互使用車両の標示版 ＊中継輸送を行った際の、必要な者全てのサインまたは押印された日常点検表 ＊中継輸送を行った際の、必要な者全てのサインまたは押印された事業用自動車の受け渡し書 ＊相互使用を行う場合は協定書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

以降の通し番号 16 ～ 21 については、二つ星では認証項目となっているため、一つ星のみに適用

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去 3 年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		16	全てが該当 する場合	
2 点	1 点			
判断基準	腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去 3 年間、腰痛、転落等の労働災害の発生の防止や業務の軽労働化・快適化のための投資を行っている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の実物又は書類を保管。 ＊機器等を購入したことを証する書類（請求書、領収書等） ・宛先に事業者名、書類を発行した発行者名・押印、発行日、機器等の名称、費用が記載されていること。 ・書類の発行日は申請月の前月の任意の日から過去 3 年以内であること。 ＊導入した機器の実物（有効に機能していること）			
備 考	過去 3 年間とは、基準日（申請月の前月の任意の日）から遡って 3 年間とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
17	2 点	1 点	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。 【例：社員表彰制度、キャリアパスの明示、部活動・同好会への支援、レクリエーションの実施、マッサージ器の導入等】	
判断基準	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労働時間の短縮、多様な人材の確保・育成、業務の軽労働化・快適化等の労働条件や労働環境を向上させるための自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管していただくことを予定している書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊取組内容を証する書類			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	認定・認証等：基準日 表彰：過去3年間（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
	18	全てが該当 する場合 <		

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
	19	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている。
		2 点	1 点 (備考参照)	
判断基準	認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている旨を証する自認書がある。			
自認要件	認証申請の対象事業所の過半数において、貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けた事業所（営業所）全ての認定証の本紙、又は取得状況を示すホームページの該当ページの写し ・ 認定証を受けた事業所（営業所）が、申請する全ての営業所の過半数を占めていること。 ・ 基準日に、全ての認定証が有効期間内であること。			
備 考	・ 基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2． 認証項目・参考項目解説書「2． 用語の定義及び見方」参照。） ・ 本項目につき「認証申請の対象営業所の一部が該当する場合」とは認証申請の対象営業所の過半数において貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）の認定を受けている場合とする。 【例】 認証申請の対象営業数が 5 営業所の場合 ・ 5 営業所全てにおいて認定を受けている場合 ； 2 点 ・ 3 営業所（過半数）において認定を受けている場合； 1 点 ・ 1 営業所において認定を受けている場合 ； 0 点			

対策分野 F	対 象 事 業		対象期間又は時点	参 考 項 目	
	トラック	バス	タクシー		基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数			貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている。
		認証申請の対象営業所			
		20	全てが該当 する場合		
	2 点	－			
判断基準	貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている旨を証する自認書がある。				
自認要件	貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定を受けている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊認定証の本紙、又は取得状況を示すホームページの該当ページの写し ・基準日に、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバスマーク）の認定が有効期間内であること。				
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録 2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）				

対策分野 F	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日（備考参照）
	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		参 考 項 目
		認証申請の対象営業所		
		21	全てが該当 する場合	
2 点	－			
判断基準	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している旨を証する自認書がある。			
自認要件	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、同様の対応を行うように努める方針を企業のトップが明文化するとともに、従業員に周知している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 ＜自認方法＞ 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合　：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
保管して いただく ことを予 定してい る書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、周知していることを証する書類を保管。 ＊従業員への周知文書（配布物、業務規程、業務マニュアル、社内ルール等） ・企業のトップが当該ガイドラインに準拠して方針を定め、明文化していること。 ・発行日付、件名、発行責任者（企業のトップ又はそれに準じる責任者）名がわかること。 ・周知した方法（ポスター、パンフレット、回覧、イントラネット等）を示すこと。			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。（詳細は、付録2．認証項目・参考項目解説書「2．用語の定義及び見方」参照。）			

※付録3～9は現在作成中のため、後日掲載します。